

令和5年度 第2回小千谷市移動等円滑化促進協議会 次第

日時 令和5年11月15日（水）
13：30～
会場 小千谷市役所 403会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

協議事項

1. まち歩き点検結果の確認について【資料1】

2. 移動等円滑化促進方針（パブリックコメント案）の検討について【資料1】

4. その他

5. 閉会

小千谷市移動等円滑化促進方針 (案)



令和 6 年 3 月

小千谷市

◆ 目次 ◆

序章 はじめに	1
0-1 移動等円滑化促進方針とは.....	1
0-2 移動等円滑化促進方針の位置付け.....	2
0-3 移動等円滑化促進方針策定の必要性と効果.....	3
0-4 本市における移動等円滑化促進方針策定の背景・理由.....	3
0-5 移動等円滑化促進方針の期間.....	3
 第1章 本市の概況	5
1-1 本市の特性.....	5
1-2 地域別の状況.....	10
1-3 上位・関連計画の方向性.....	14
 第2章 移動等円滑化の促進に関する基本的な方針	21
2-1 移動等円滑化の促進に関する基本理念.....	21
2-2 移動等円滑化の促進に関する基本方針.....	22
 第3章 移動等円滑化促進地区の選定	23
3-1 移動等円滑化促進地区の要件.....	23
3-2 移動等円滑化促進地区の選定.....	24
3-3 移動等円滑化促進地区の特性.....	25
 第4章 バリアフリー化の現状と課題	29
4-1 まち歩き点検調査の概要.....	29
4-2 まち歩き点検の結果を踏まえた今後の課題.....	37
 第5章 移動等円滑化促進地区の位置及び区域	39
5-1 基本的な考え方.....	39
5-2 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路の設定..	41
 第6章 今後の取組方針	47
6-1 経路や施設のバリアフリー化に関する基本方針.....	47
6-2 心のバリアフリーに関する基本方針.....	50
 第7章 その他、移動等円滑化の促進のために必要な事項	53
7-1 行為の届出等に関する基本方針.....	53
7-2 本方針の評価・見直しに関する基本方針.....	55

資料編

資料 1 計画策定の体制及び経過

資料 2 用語集

序章 はじめに

- 0－1 移動等円滑化促進方針とは
- 0－2 移動等円滑化促進方針の位置付け
- 0－3 移動等円滑化促進方針策定の必要性和効果
- 0－4 本市における移動等円滑化促進方針策定の
背景と目的
- 0－5 移動等円滑化促進方針の期間

序章 はじめに

0-1 移動等円滑化促進方針とは

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。

バリアフリー新法^{※1}で創設された移動等円滑化促進方針^{※2}を定める制度は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。



図一 移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ図

※1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）

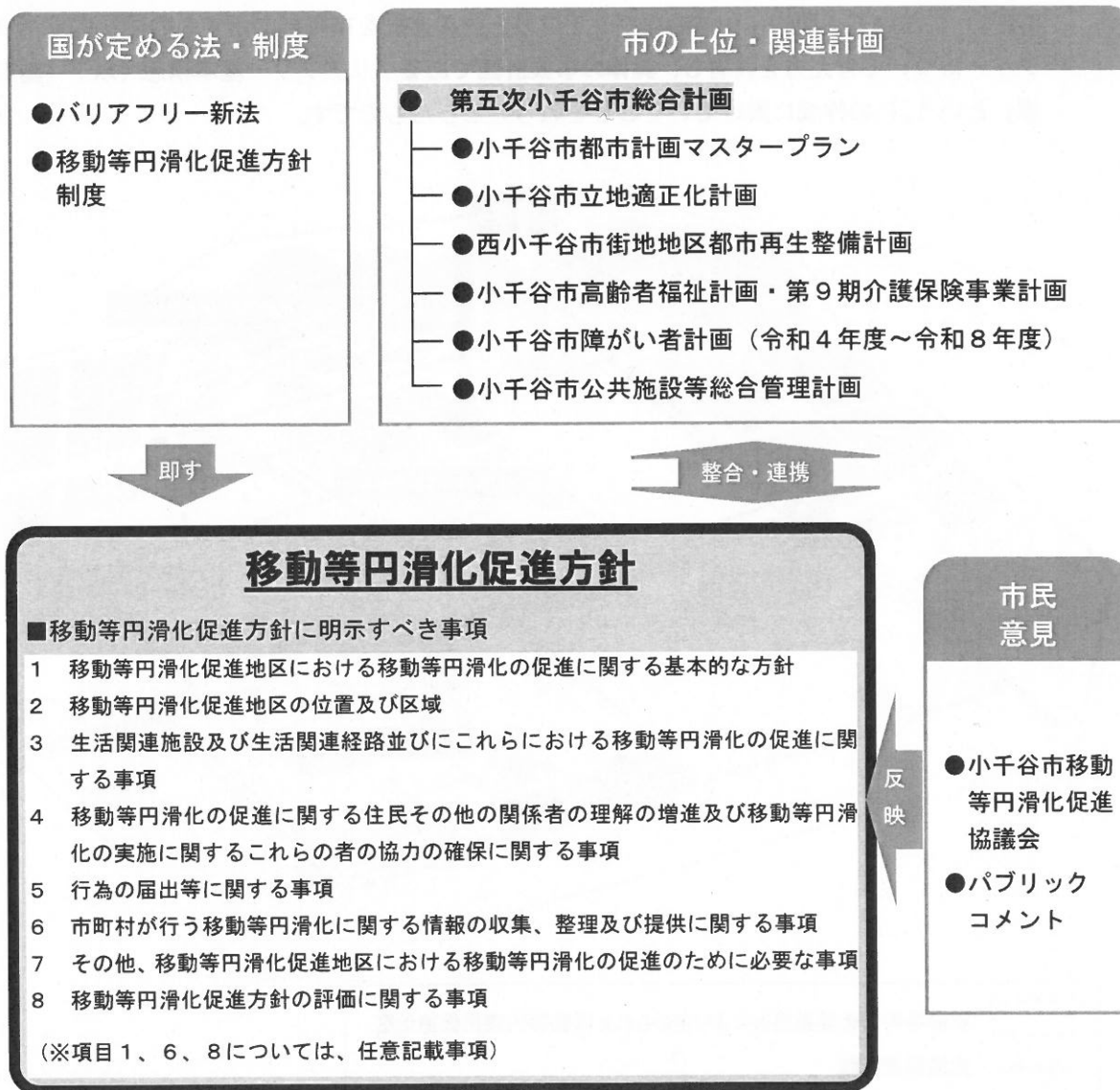
※2) 平成 30 年 5 月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度

0-2 移動等円滑化促進方針の位置付け

本方針は、バリアフリー新法に基づく制度を活用して本市が定める移動等円滑化促進方針と位置付けられます。

また、策定にあたっては、小千谷市総合計画をはじめとする上位・関連計画との整合を図るとともに、小千谷市移動等円滑化促進協議会やパブリックコメントを通じて、市民意見の反映に努めます。

■移動等円滑化促進方針の位置付け



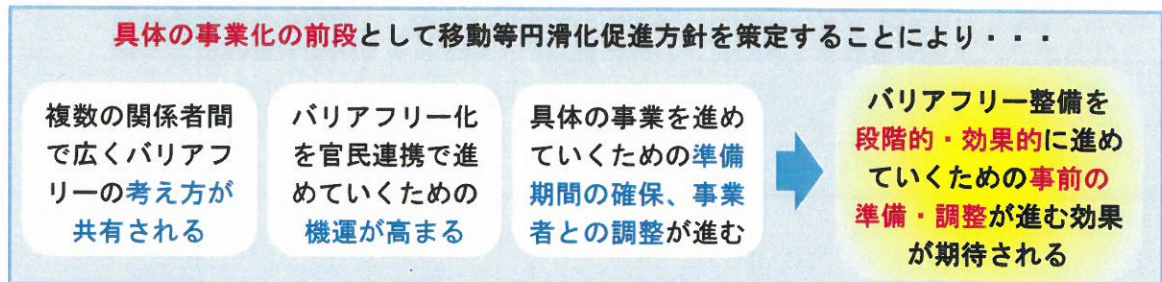
0-3 移動等円滑化促進方針策定の必要性と効果

まちなかにおける移動等の円滑化を図るうえでの課題として、具体の事業に関する事前の調整が必要なこと等が挙げられます。

このため、具体の事業化の前段として移動等円滑化促進方針を定める制度が創設されました。

この制度を活用してバリアフリー化の方針を示すことにより、複数の関係者間で広くバリアフリーの考え方が共有されるとともに、官民が連携して具体の事業を進めていくために必要な機運の高まり、準備期間の確保、事業者との調整が進むことが期待されるなど、バリアフリー整備を段階的・効果的に進めていくための事前の準備・調整が進む効果が期待されます。

■策定の効果



0-4 移動等円滑化促進方針を作成する背景・理由

本格的な高齢社会を迎える中、誰もが安全・安心に移動できるバリアフリー環境の必要性が全国的にも高まっています。

本市においては、市の玄関口であるJR小千谷駅は、1日当たり約2,000人の乗降客が利用していますが、エレベーターや身障者対応トイレなどがなく、駅舎のバリアフリー化が課題となっています。

また、駅舎と駅前広場との間にも移動の支障となる高低差や傾斜がみられることから、JR小千谷駅及び駅前広場の連続的・一体的なバリアフリー化が課題となっています。

このような背景から、官民一体となって面的・一体的なバリアフリー整備を進めるための第1歩として移動等円滑化促進方針を策定することとなりました。

0-5 移動等円滑化促進方針の期間

本計画の目標年次は、令和15年度（おおむね10年後）とします。

また、おおむね5年ごとを目途に本方針の進捗状況・成果に関する評価を行い、実現に向けた課題を整理するとともに、必要に応じて本方針の見直しを実施します。

第 1 章

本市の概況

- 1－1 本市の特性
- 1－2 地域別の状況
- 1－3 上位・関連計画の方向性

第1章 本市の概況

1-1 本市の特性

1-1-1 位置及び地勢

本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、東西約 17.2km、南北約 20.0km、市域面積は約 155km²で、北と西及び東は長岡市、南は十日町市に接しています。平野が開けた北側を除いて三方を山地に囲まれており、南部及び東部の山地は長岡東山山本山県立自然公園に指定されるなど良好な自然環境を有しています。また、大河信濃川が南北を縦断して流れており、信濃川が造り出した河岸段丘が市内のいたるところに見られ、本市の景観的な特徴の一つとなっています。

道路網は、関越自動車道が本市市街地を囲む様に通っており、市内各地域から小千谷 I C・越後川口 I C・長岡南越路 I C には、数分から最長でも 20 分程で高速自動車道に乗入れができます。また、国道 17 号、国道 117 号、国道 291 号、国道 351 号、国道 403 号、(主)長岡片貝小千谷線、(主)小千谷十日町津南線により放射環状型の道路網が形成されており、隣接する各市と結ばれています。

鉄道網は、J R 上越線、J R 飯山線が信濃川左岸を囲む形で通り、小千谷駅、内ヶ巻駅、越後岩沢駅、信越線の来迎寺駅を利用することにより通勤通学の確保や、広域移動の起点となっています。

本市は首都圏から 250 km 圏内に位置し、高速自動車道・J R 上越新幹線を利用することで、時間にして 2～3 時間の距離にあり日帰りで行き来できます。

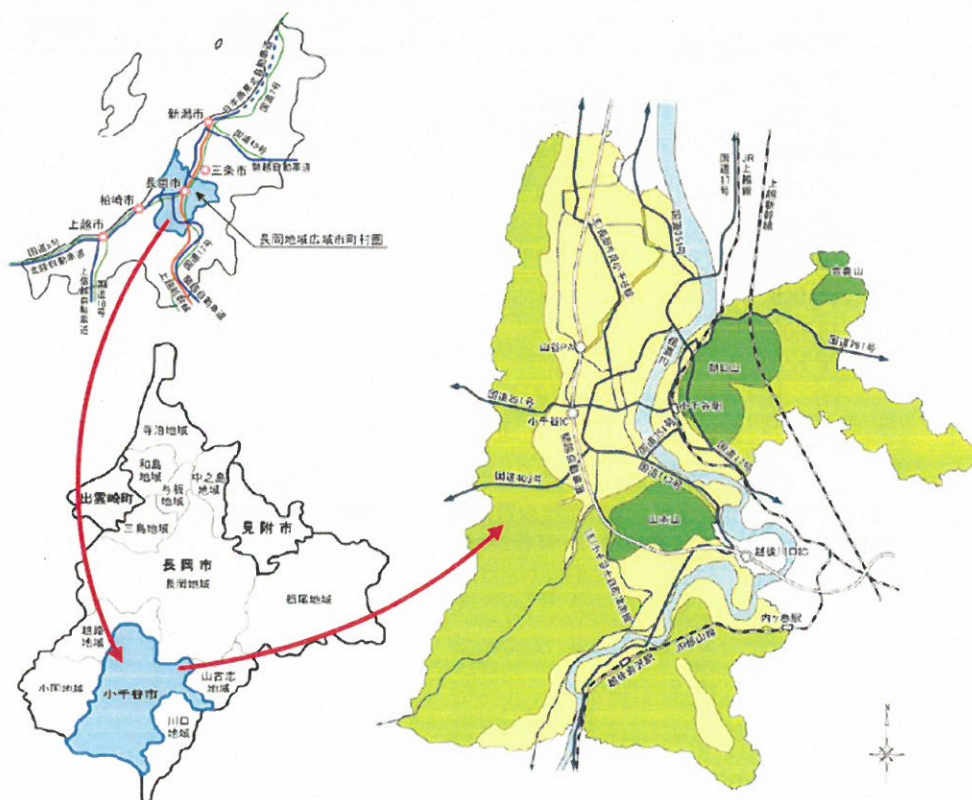


図 1-1-1 小千谷市の位置と地勢

1-1-2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数

- ・令和2年時点の本市の人口は34,096人、世帯数は12,113世帯となっており、減少傾向が続いています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来人口は、減少傾向が続くと予測されています。

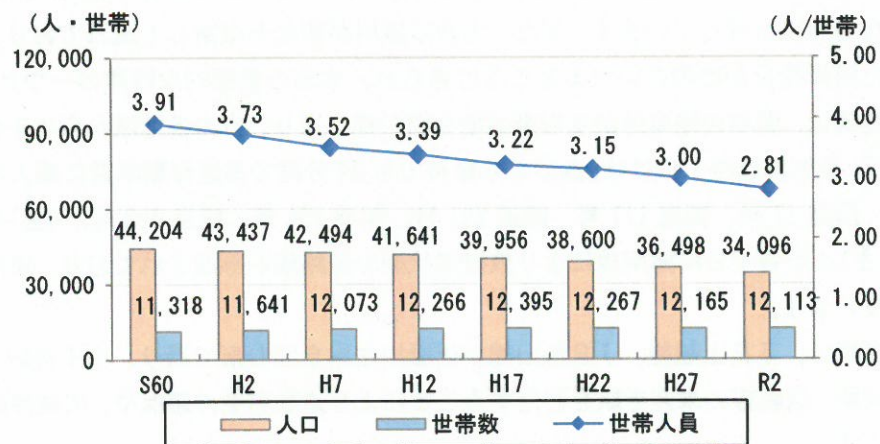


図1-1-2 人口・世帯・世帯人員の推移（出典：令和2年度国勢調査）



図1-1-3 人口予測（R7以降は推計値）

〔 出典：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』 〕

(2) 年齢構成

- ・本市の高齢化率は35.7%（令和2年時点）で、全国平均（28.0%）、新潟県平均（32.5%）よりも高い水準となっており、経年的に増加傾向となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の高齢化率は今後も増加し、約20年後（令和27年）には人口の約半数が高齢者という高齢社会になると予測されています。

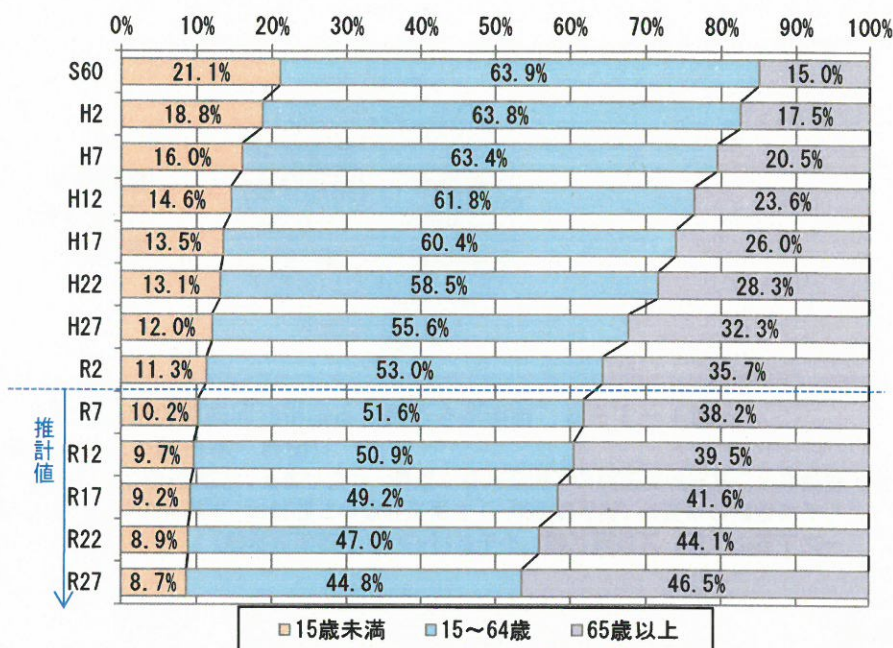


図1-1-4 年齢階層別人口（R7以降は推計値）

〔出典：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』〕

(3) 障がい者数

- ・本市の障がい者数は、近年では1300人前後で推移しています。
- ・内訳をみると、「肢体不自由障害」が約5割、「内部障害」が約3割を占めています。

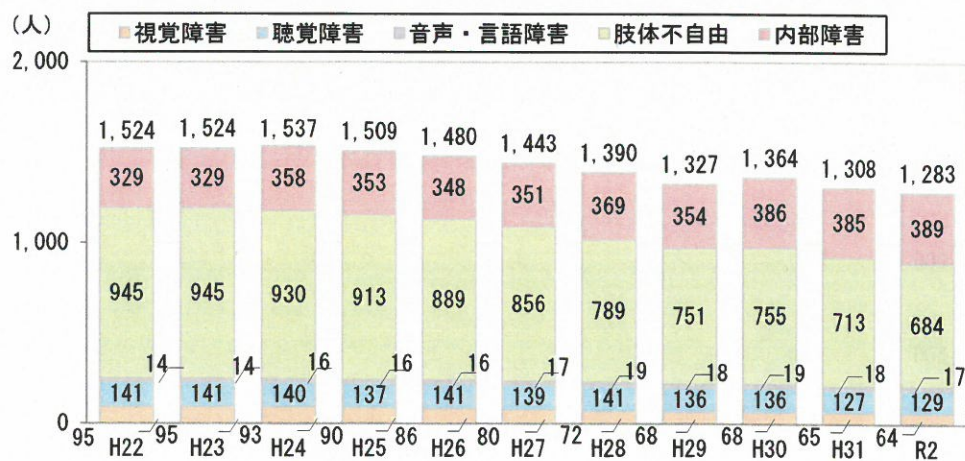


図1-1-5 身体障害者手帳交付状況（出典：本市調べ 各年4月1日現在）

1-1-3 交通の状況

(1) 市街地を通過する都市計画道路の整備状況

・西小千谷地区と東小千谷地区の市街地を通過する都市計画道路(対象 11 路線、延長 23,130m)の整備率は 47.9% (完成延長 11,070m) となっています。

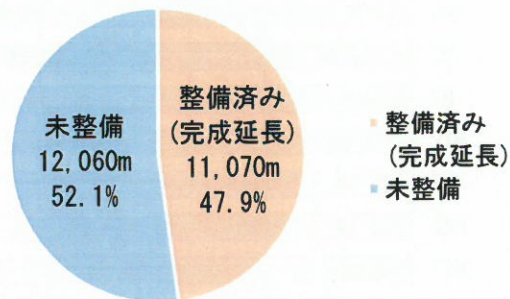


図 1-1-6 市街地を通過する都市計画道路の整備状況

(出典：本市調べ、令和 4 年 4 月 1 日時点)

※) 整備率は、都市計画道路の「完成延長÷延長」により算出。都市計画道路のうち、西小千谷地区と東小千谷地区の市街地(徒歩圏 800m)を通過しない 5 路線は、本集計の対象外とした(片貝バイパス、一之丁五之丁線、片貝環状線、小千谷バイパス、西部環状線)。

(2) 鉄道

・市内で最も利用者数の多い小千谷駅の一日当たりの平均的な利用者数は、2,130 人(令和 4 年時点)となっており、利用者数は減少傾向となっています。



図 1-1-7 一日当たりの平均的な利用者数の推移 (出典：小千谷市統計書)

※) 「一日当たりの平均的な利用者数」は、JR発表の「一日平均旅客乗車人員」を 2 倍にして算出。

(3) バスの利用状況

- ・市内では、11 路線が運行しています。
- ・年間乗車人員は、380,847 人（令和4 年時点）となっています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2 年以降の乗車人員は大きく減少しました。
- ・地域別では、西小千谷地域、城川地域のバス路線網が充実しています。

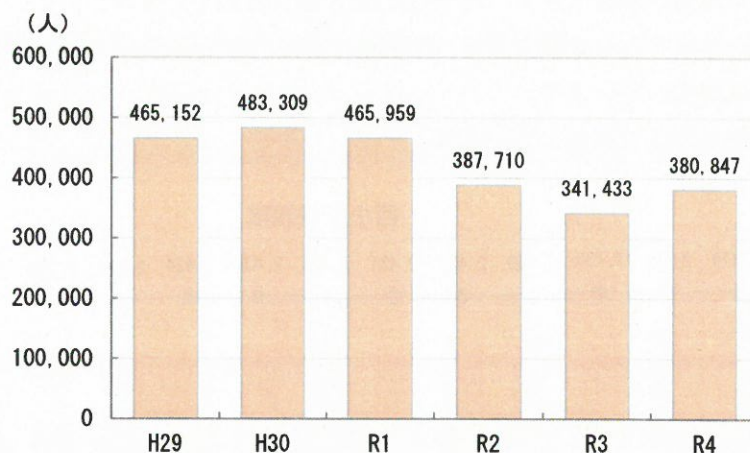


図 1-1-8 バスの年間乗車人員（出典：越後交通㈱（前年 10 月～当年 9 月の集計））

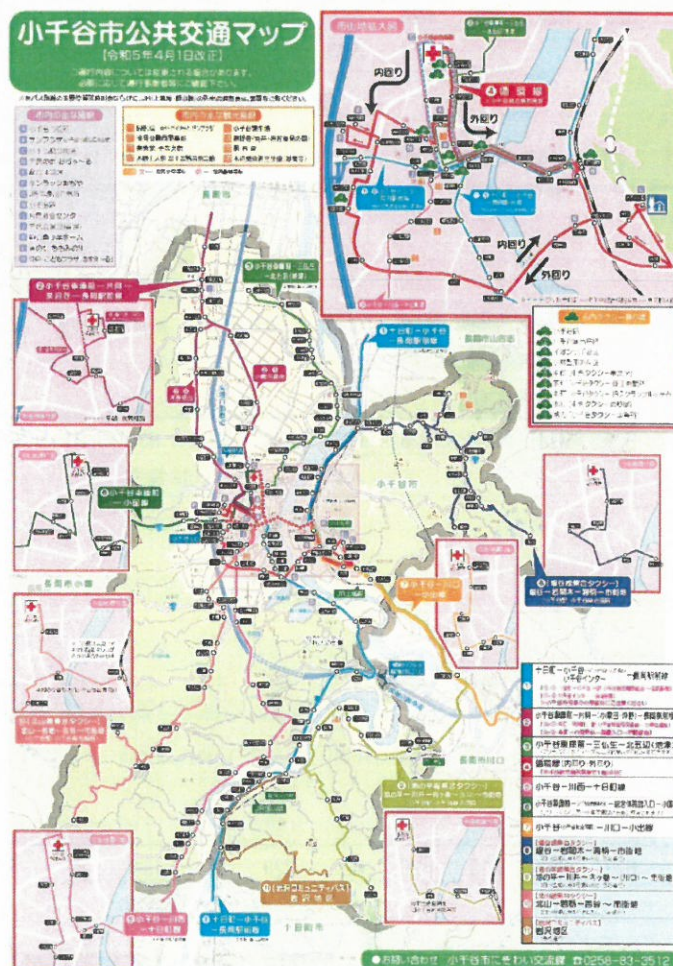


図 1-1-9 市内バス路線図（出典：市ホームページ）

1-2 地域別の状況

市内 11 地域（西小千谷地域、東小千谷地域、山辺地域、吉谷地域、城川地域、千田地域、川井地域、東山地域、岩沢地域、真人地域、片貝地域）の状況を整理します。

（1）地域別の人口・世帯数

- ・城川地域の規模が最も大きく、市全体の約 3 割を占めています。
- ・ほぼ全ての地域で人口は減少傾向、世帯数は横ばいからやや減少傾向となっていますが、成川地区では増加しています。
- ・世帯数は城川地区で増加しています。

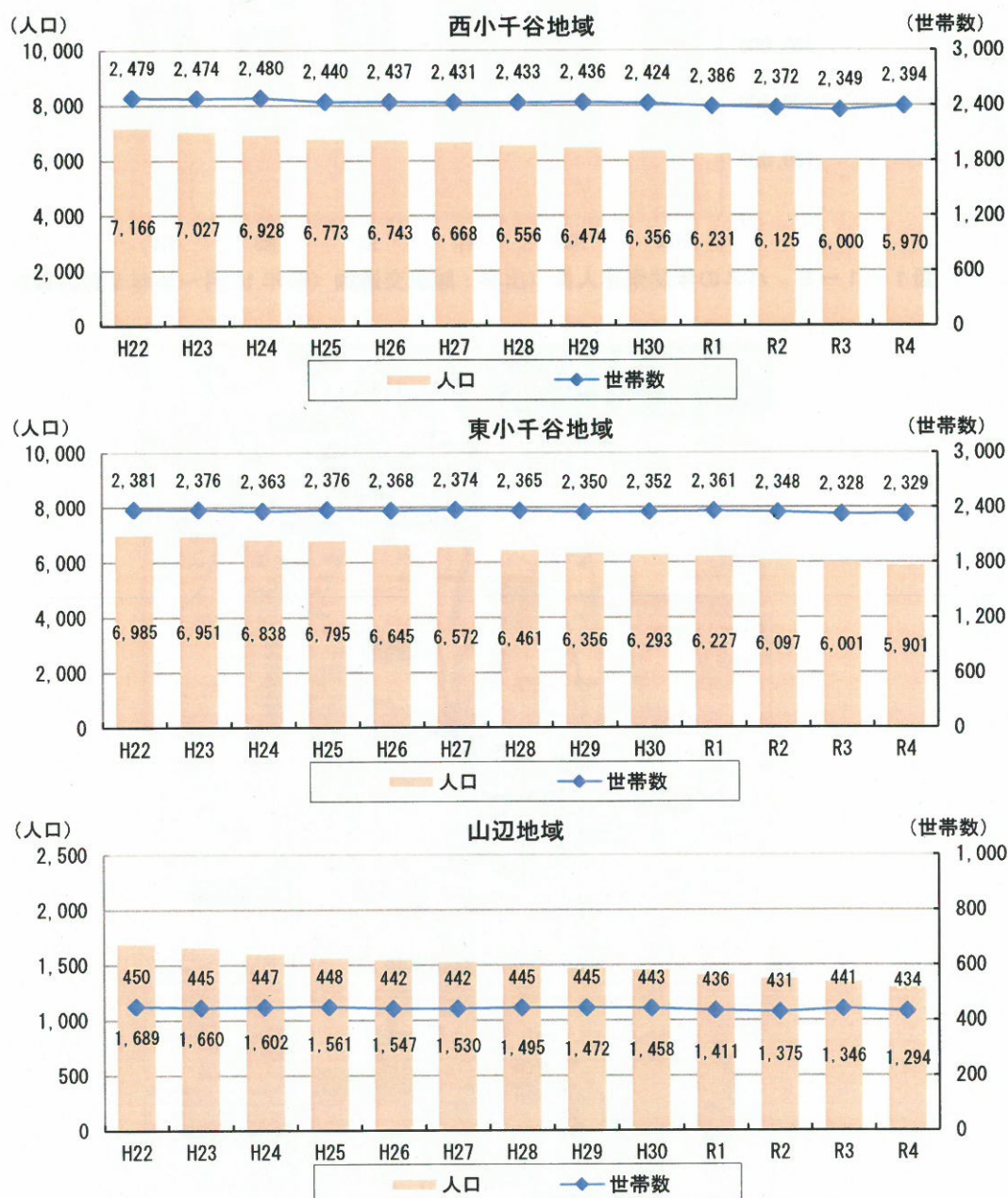


図 1-2-1 地域別の人口・世帯数（平成 24 年以降は外国人を含む）
（出典：住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在）

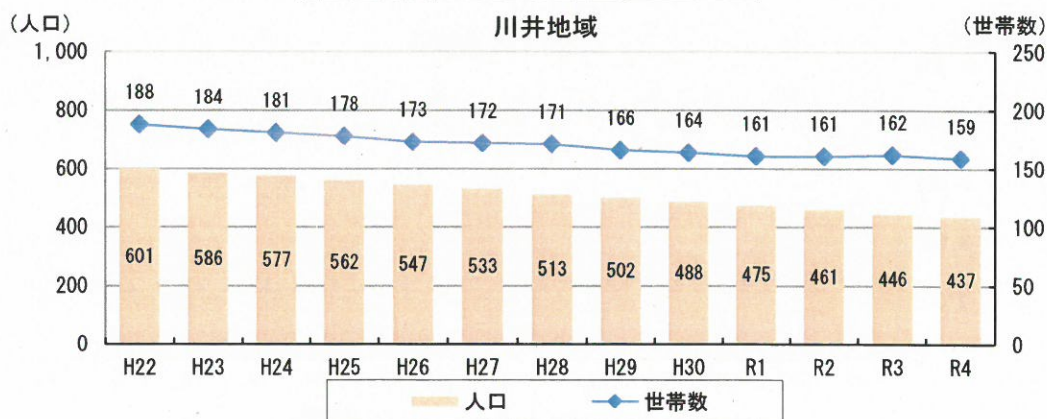
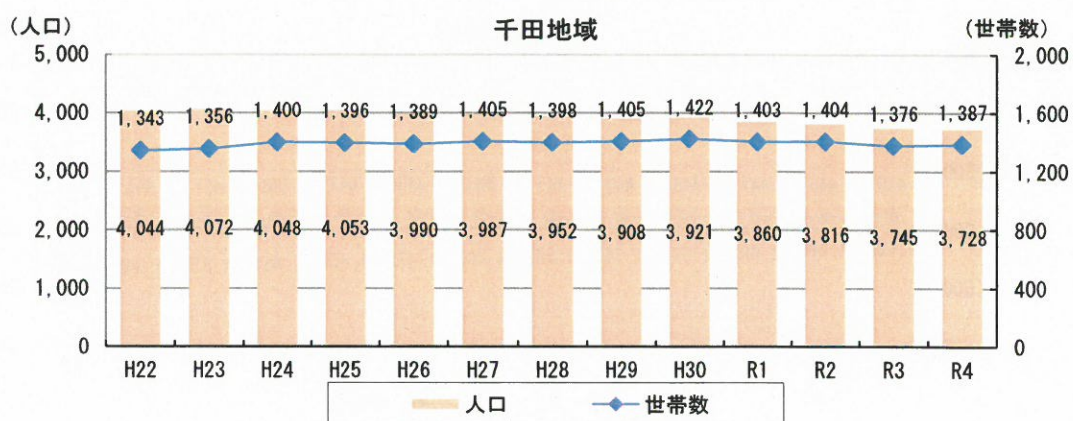
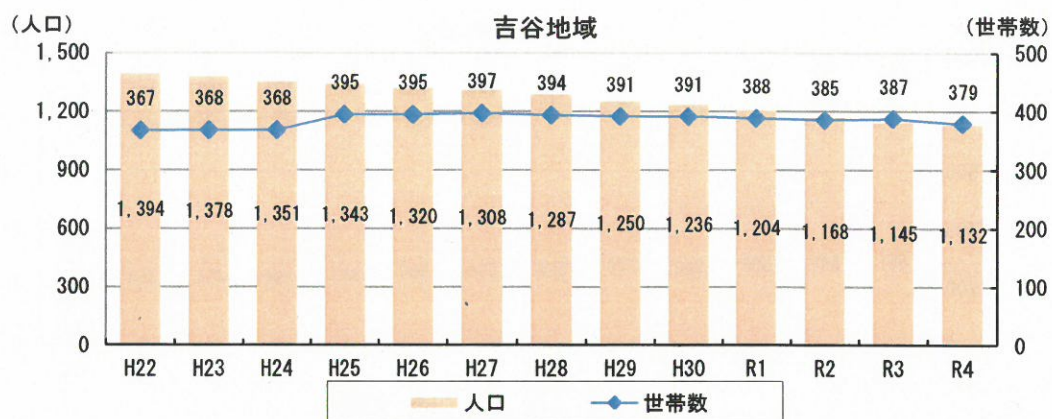


図 1 - 2 - 1 地域別の人口・世帯数（平成 24 年以降は外国人を含む）
（出典：住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在）

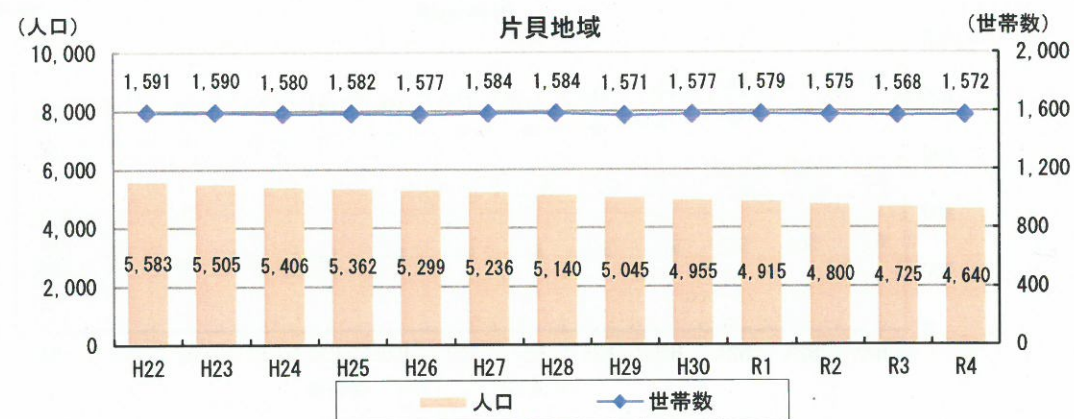
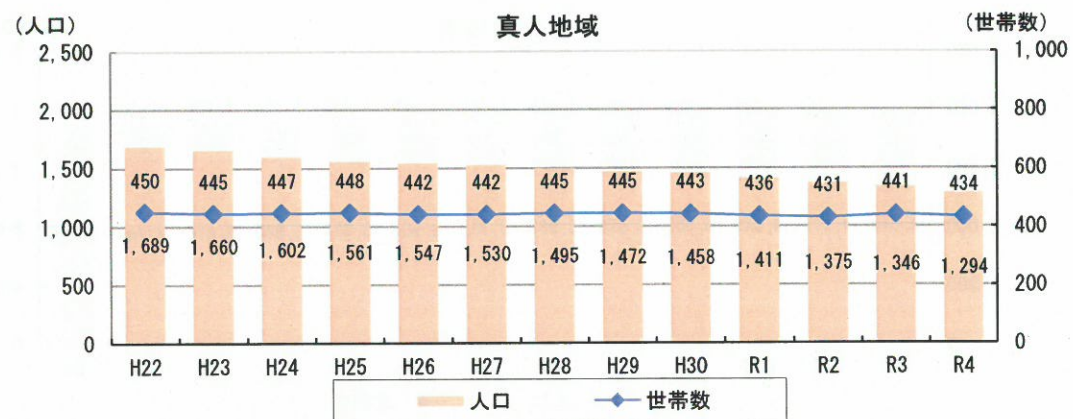


図 1-2-1 地域別の人口・世帯数（平成 24 年以降は外国人を含む）
（出典：住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在）

(2) 地域別の年齢階層別人口

- ・高齢化率は、東小千谷地域と城川地域が市平均を下回っています。
- ・市街地に近いほど高齢化率は低く、遠いほど高齢化率は高くなっています。

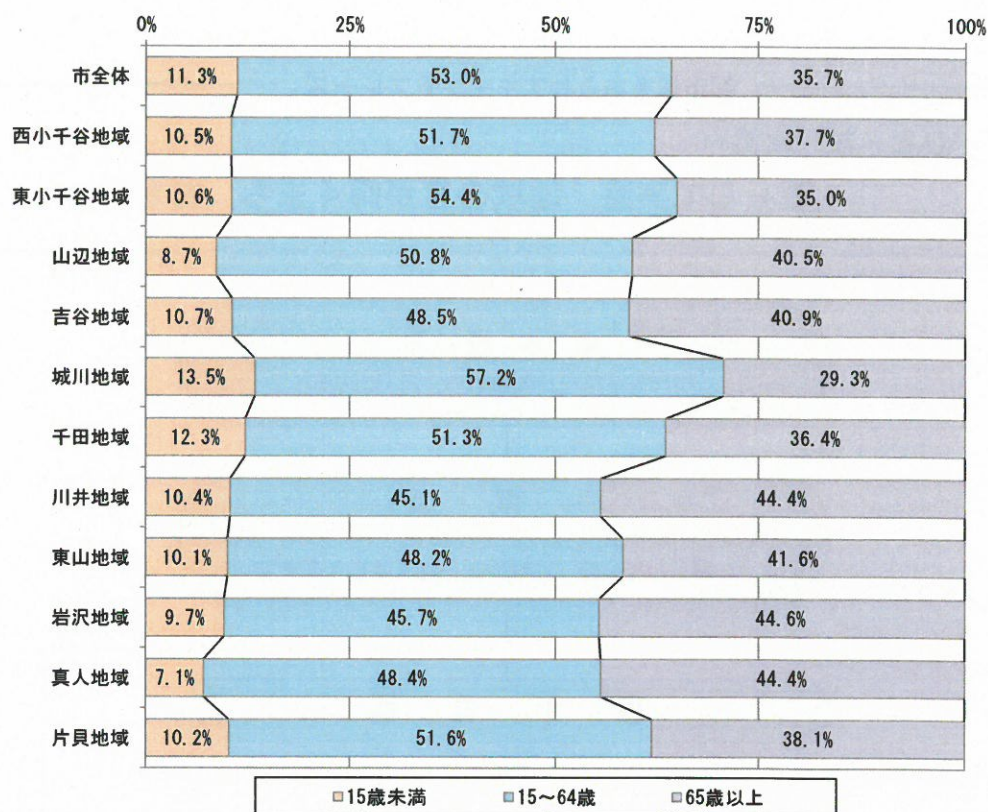


図1-2-2 地域別の年齢階層別人口（出典：令和2年度国勢調査）

表一地区別の将来人口推計（資料：国立社会保障・人口問題研究所）（単位：人）

地区名	H22年	R22年	H22年⇒R22年	
			減少数	減少率
西小千谷	6,973人	4,932人	-2,041人	29.27%
東小千谷	6,799人	5,117人	-1,682人	24.74%
山辺	1,607人	1,084人	-523人	32.53%
吉谷	1,326人	936人	-390人	29.39%
城川	9,011人	7,377人	-1,634人	18.13%
千田	4,165人	3,071人	-1,094人	26.26%
川井	581人	356人	-225人	38.66%
東山	530人	342人	-188人	35.47%
岩沢	907人	570人	-337人	37.21%
真人	1,378人	856人	-522人	37.91%
片貝	5,323人	3,728人	-1,595人	29.96%
合計	38,600人	28,370人	-10,230人	26.50%

（出典：小千谷市立地適正化計画）

1-3 上位・関連計画の方向性

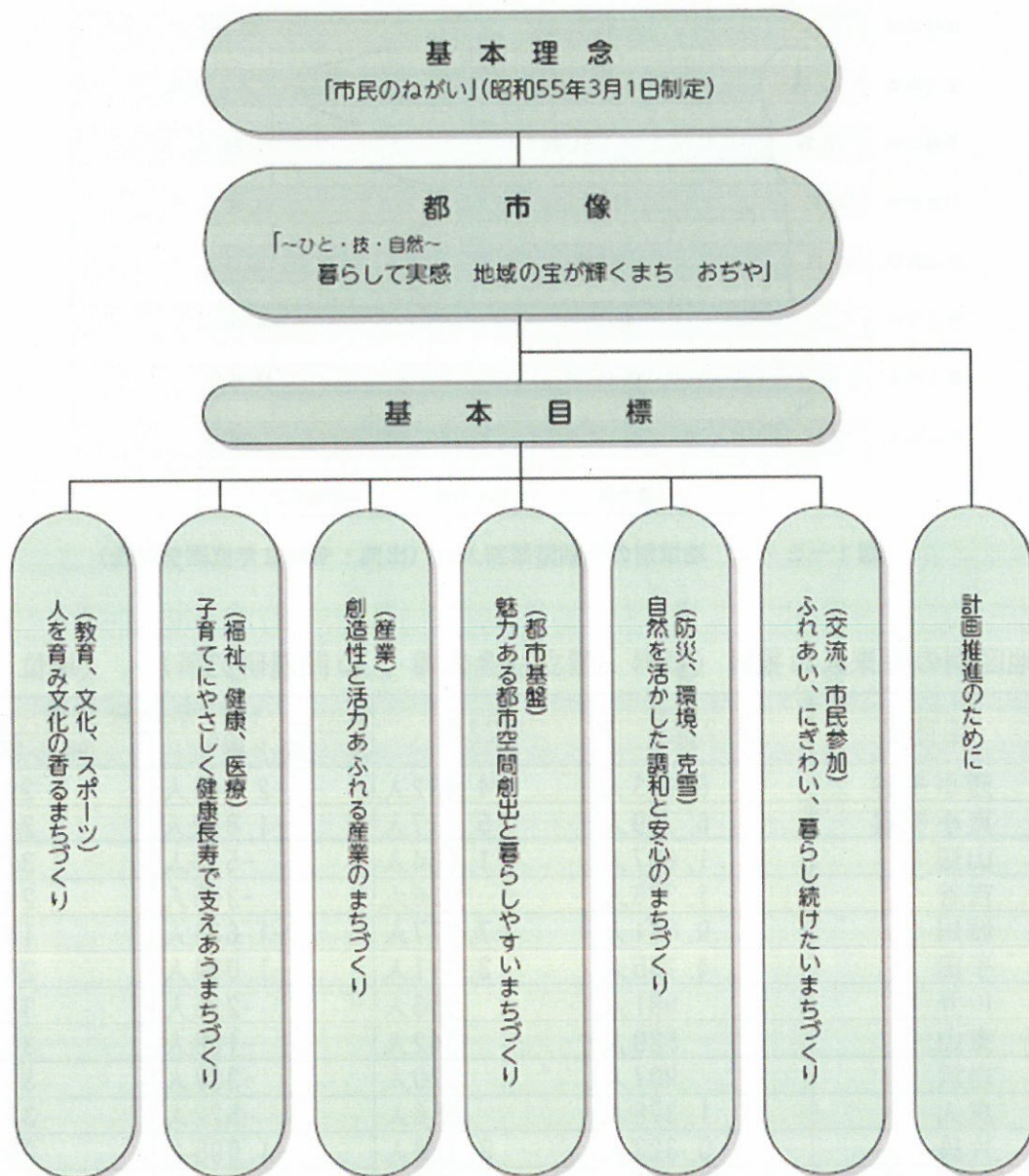
1-3-1 第五次小千谷市総合計画

(平成 28 年 2 月 改訂)

都市像をあらわすキャッチフレーズ

「～ひと・技・自然～」

暮らして実感 地域の宝が輝くまち おぢや」



都市づくりの理念

個性が輝く創造と交流の都市 小千谷

都市づくりの目標

- ①活発な交流と持続可能な土地利用を誘導する都市づくり
- ②豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり
- ③市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり

■将来都市構造

①個性ある地域づくり

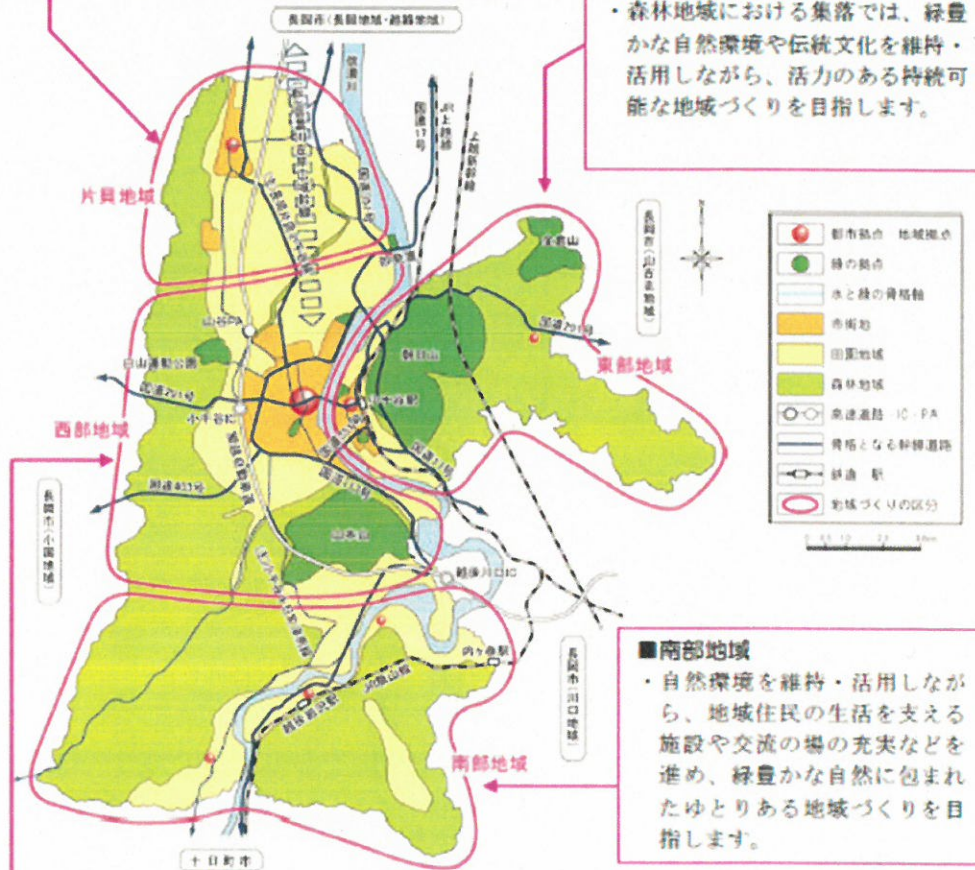
■片貝地域

- ・長岡市に近接する利便性の高さを活かして、住宅地や立地企業を中心に、職・住が近接する快適な市街地環境を形成します。
- ・丘陵地や集落地では、豊かな自然景観や伝統文化を守りつつ、これらを活かした個性ある地域づくりを目指します。

◆ 将来都市像図 ◆
(小千谷市全域)

■東部地域

- ・市街地では、地域住民の生活を支える拠点づくりと安全で快適に暮らすことのできる都市環境づくりを進めます。
- ・森林地域における集落では、緑豊かな自然環境や伝統文化を維持・活用しながら、活力のある持続可能な地域づくりを目指します。



■南部地域

- ・自然環境を維持・活用しながら、地域住民の生活を支える施設や交流の場の充実などを進め、緑豊かな自然に包まれたゆとりある地域づくりを目指します。

■西部地域

- ・既存の都市機能や地域資源の集積を最大限に活用しながら、都市の『顔』となる拠点づくりを進めるとともに、適正な土地利用の規制・誘導によりコンパクトな市街地を形成します。
- ・市街地を取り囲む田園・森林地域では、山本山や河岸段丘などの自然環境・景観と共生する地域づくりを進めるとともに、良好な環境を活かした体験・交流や農山村居住などを推進します。

バリアフリー関連の主な方針

都市整備 の方針

■交通体系整備方針

・【歩行者・自転車ネットワーク】

特に市街地では、主要拠点や日常生活の中心となる公共公益施設などへの安全な移動を確保するため、電線類の地中化やバリアフリー化などに努めます。

■公園緑地整備方針

・【水と緑の軸（緑のネットワーク）】

主要な公園緑地や都市拠点、公共公益施設などをネットワークする歩行者・自転車空間の整備を図り、バリアフリー化を促進するとともに、緑化や修景に取り組み、うるおいのある空間づくりに努めます。

■福祉環境整備方針

・【安心できる生活環境づくり】

高齢者や障がい者などの移動制約者が日常的な生活サービスや行政サービスなどを平等に受けることができるよう、コンパクトな都市を形成し、都市機能の集約化を図るとともに、公共交通サービスの充実やバリアフリー化などを進めます。

都市づくりの理念

持続的かつ均衡ある発展を遂げるまち“おぢや”

誘導区域の設定



＜都市機能誘導区域の設定＞

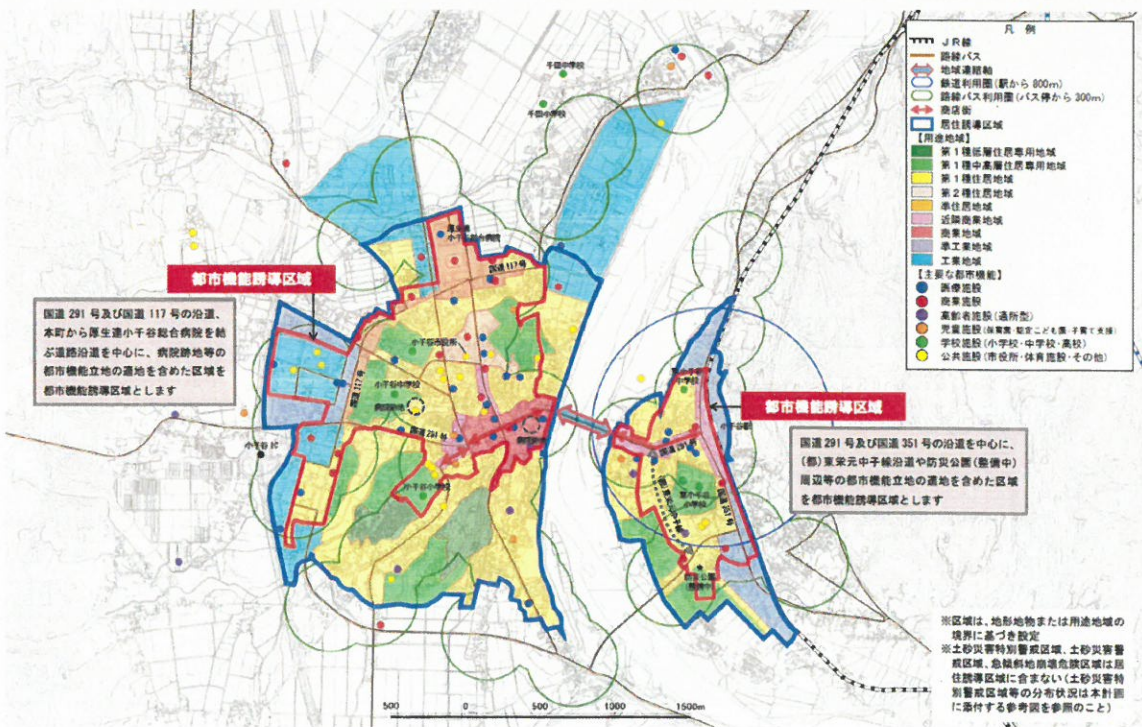
居住誘導区域内を基本に、次の視点から設定します

- ・公共交通の利便性に優れ、かつ、都市機能が集積するエリアに設定
- ・都市機能の新規立地が可能な一定の都市基盤・空地等を有するエリアに設定
- ・都市機能の利用者の安全性を確保するため、災害リスクの高いエリアは除外
- ・地形地物で分断されず、徒歩や自転車で容易に回遊できるエリアに設定

＜居住誘導区域の設定＞

用途地域内への人口集積の度合いが県内他都市と比べて高いなど、現在の用途地域を拠点にコンパクトな都市構造が既に形成されていることから、『現在の用途地域＝居住誘導区域』を基本としつつ、次の視点から設定します

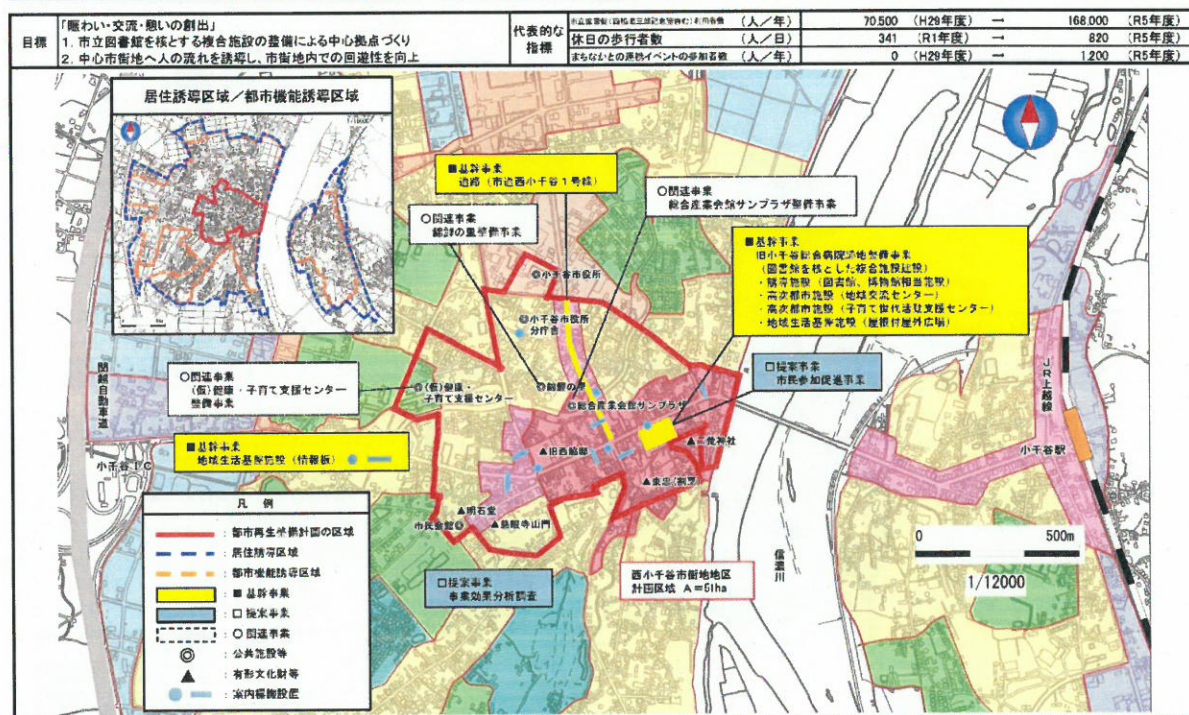
1. 将来においても一定の人口集積が見込まれるエリアに設定
 2. 公共交通によるアクセス性に優れたエリアに設定
 3. 居住に適さないエリアについては実態等を踏まえ、区域指定の有無を判断
- ◆災害リスク（浸水被害、土砂災害リスク）
 - ◆工業系用途（工業地域、準工業地域）
 - ◆一団のまとまりを持った農地



(令和2年3月)

“賑わい・交流・憩いの創出”

求心力を高める拠点が整備されれば、施設利用者が商店街で買い物をしたり、周囲を散策するなど、中心市街地の賑わいや活気につながる波及効果が期待されるが、現状ではその効果を十分に発揮することは難しい。そのため、買い物をしたくなる魅力的な商店街、周囲を散策したくなる快適な歩行空間、それらを実現するための官民連携の体制づくりなどを整えることが必要。



1-3-5 小千谷市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

バリアフリー関連の主な方針	
基本目標1 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進	高齢者の身体活動、栄養、口腔、社会参加などの多角的な視点から、フレイル状態を把握し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康づくりや社会参加、医療や介護予防サービスなどにつなげます。 また、個人の健康状態などに合わせた多様なサービスを利用することで、住み慣れた地域での自立した生活を支援し、介護予防・重度化防止を推進します。 生活機能低下の予防に向け、高齢者への意識啓発と介護予防に資する「通いの場」を充実させるとともに、生きがいを持った生活をおくるための環境や居場所、地域づくりを促進します。それらの活動に対し、リハビリテーションなどの専門職も関与しながら、地域における住民主体の効果的な活動を推進します。
基本目標3 安心を支える在宅生活の支援	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けるため、本人やその介護者に対し、それぞれのニーズに即した生活支援などのサービスを提供し、日常生活に支障が生じても、必要なときに必要なサービスを選択し、利用できるよう支援します。 生活困窮や社会的な孤立、ひとり暮らしへの不安など今後の生活に困難を抱える高齢者などに対し、地域における見守り体制の強化や住まいと生活が一体的に確保できる体制を提供し、安心して生活できるよう支援します。
基本目標4 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの分野の枠や、「支える」「支えられる」といった関係性を越え、多様なサービスと支援を連動して提供していきます。人や社会とつながり、生きがいや役割を持ちながら、支え合える地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進します。特に、相談の入口となる地域包括支援センターを中核とし、支援のコーディネートとネットワークの強化により、複合化したニーズに対応します。 また、地域住民の主体的な活動を促進し、生活上の困難を抱える方への生活支援体制や連携を図ります。 在宅医療と介護の切れ目のない支援のためには、在宅医療と介護サービスを一体的に提供し、地域における関係機関・団体の連携体制を推進します。

1-3-6 小千谷市障がい者計画（令和4年度～令和8年度）

バリアフリー関連の主な方針	
暮らしやすいまちづくりの推進	■公共施設等のバリアフリー化と「心のバリアフリー」の啓発 本市が設置している公共施設について、引き続きバリアフリー化に努めます。また、建物の構造上の理由などにより、バリアフリー化が困難な施設においては、施設の職員や施設利用者の人的支援により障がいのある人が安全に利用できるよう、職場の研修や学校教育において、「心のバリアフリー」の啓発に取り組みます。
	■ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設の整備 本市が設置する公共施設の新設や既存施設の増改築においては、「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れ、多様な人が利用しやすい施設づくりに努めます。
	■特定公共的施設におけるバリアフリー化の促進 特定公共的施設の設置者に対し、引き続きバリアフリー新法や新潟県福祉のまちづくり条例の基準に適合する施設整備を指導するとともに、法律や条例の趣旨について、市民や民間事業者に対する周知に努めます。
移動・交通対策の推進	■鉄道事業者に対するバリアフリー化の要望 鉄道事業者に対し、上越線小千谷駅のバリアフリー化を引き続き要望します。
	■道路交通事業者のバリアフリー化に対する支援 バス事業者とタクシー事業者が行うバリアフリーの取組に対する支援制度などの情報提供に努めます。また、国の補助制度を活用する場合は、小千谷市地域公共交通協議会において生活交通改善事業計画を策定し、国の承認を得る必要があるため、計画の策定に取り組みます。

1-3-7 小千谷市公共施設等総合管理計画

（平成29年3月策定 令和5年2月改訂）

公共施設等の管理に関する基本的な考え方
公共施設等の適正かつ効率的な管理のため、「3-1現状や課題に対する基本認識」を踏まえ、本市における公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。将来必要な施設については長寿命化あるいは更新整備し、機能を集約できるものや類似、重複している施設については統合することにより、効果的に行政サービスを提供していきます。

第2章

移動等円滑化の促進に関する 基本的な方針

2－1 移動等円滑化の促進に関する基本理念

2－2 移動等円滑化の促進に関する基本方針

第2章 移動等円滑化の促進に関する基本的な方針

2-1 移動等円滑化の促進に関する基本理念

本方針の上位計画である小千谷市総合計画では、目標とする都市像を「～ひと・技・自然～暮らして実感 地域の宝が輝くまち おぢや」として、震災を乗り越えた経験や豊富な自然と誇れる技術（産業）を活かしながら、市民一人ひとりが輝き、持続する都市を目指す方針が示されています。

本格的な高齢社会が到来する中、目標とする都市像を実現していくためには、高齢者や障がい者を含めたすべての人が同じように生活し、活動することのできる共生社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現を念頭に置きつつ、誰もが安心して社会活動・交流活動に参加できる環境を整えることが重要となります。

そのためには、JR小千谷駅周辺などにおける連続的・一体的なバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進することが重要となります。

以上のことを踏まえたうえで、本市が目指すべき方向性を「基本理念」として定めるとともに、基本理念の実現に向けた「基本方針」を以下のとおり定めます。

■ 基本理念 ■

**市民一人ひとりが輝く
創造と交流の都市「小千谷」**

■ 基本方針 ■

- ① 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ② 市民と行政、関連事業者の協働による取組の推進
- ③ お互いを理解し、支えあう「心のバリアフリー」の推進
- ④ 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

2-2 移動等円滑化の促進に関する基本方針

基本方針① 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進

基本理念を実現するためには、高齢者や障がい者だけではなく、あらゆる人が利用しやすい施設や移動空間の整備が必要であることから、多くの人が利用する生活関連施設や経路を中心にユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。

そのためには、計画段階からバリアフリー化に関する情報を市民に提供し、当事者・関係者の意見を聞きながら、市民総参加によるまちづくりを推進します。

基本方針② 市民と行政、関連事業者の協働による取組の推進

基本理念を実現するためには、「連続的」「一体的」なバリアフリー化を推進することが重要となりますが、そのためには施設設置管理者（行政、公共交通事業者など）が異なる部分、官民の敷地界などでのシームレス（繋ぎ目のない）なバリアフリー化を進めることが不可欠となります。

このため、行政内部においては、関係部署相互の横の連携を十分に確保しながら、効果的かつ効率的なバリアフリー化を推進するとともに、施設設置管理者やバリアフリー化対象路線沿道の民間事業者、関係者等との協働によるバリアフリー化への取組を推進します。

基本方針③ お互いを理解し、支えあう「心のバリアフリー」の推進

基本理念を実現するためには、誰もがお互いに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができる共生社会の実現が課題となります。

そこで、福祉・教育分野との連携のもと、市民一人一人が支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

基本方針④ 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

バリアフリー化を取り巻く本市の喫緊の課題は、JR小千谷駅周辺の連続的・一体的なバリアフリー化ですが、誰もが安心して社会活動・交流活動に参加できる環境を整えるためには、連続的・一体的なバリアフリー化の取組を、地域の実情を踏まえつつ継続的に発展させていくことが重要となります。

このため、「選択と集中」の視点からバリアフリー化が必要なエリアや取組内容を検討したうえで、中長期的な視点のもとで継続的・段階的なバリアフリー化を推進します。

第3章

移動等円滑化促進地区の選定

3－1 移動等円滑化促進地区の要件

3－2 移動等円滑化促進地区の選定

3－3 移動等円滑化促進地区の特性

第3章 移動等円滑化促進地区の選定

3-1 移動等円滑化促進地区の要件

移動等円滑化促進地区の要件は、バリアフリー法第2条第23号および基本方針の三の2において、以下のように定められています。

要件1 生活関連施設があり、かつ、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区

- 生活関連施設がおおむね3か所以上あること
- 施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲

要件2 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

- 高齢者や障がい者などの移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積実態、これらの将来の方向性の観点から、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区

要件3 バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

- 地区におけるバリアフリー化の促進が、高齢者や障がい者などに様々な都市機能（交流と社会参加の機会、消費生活の場、勤労の場など）を増進するうえで有効かつ適切であると認められる地区

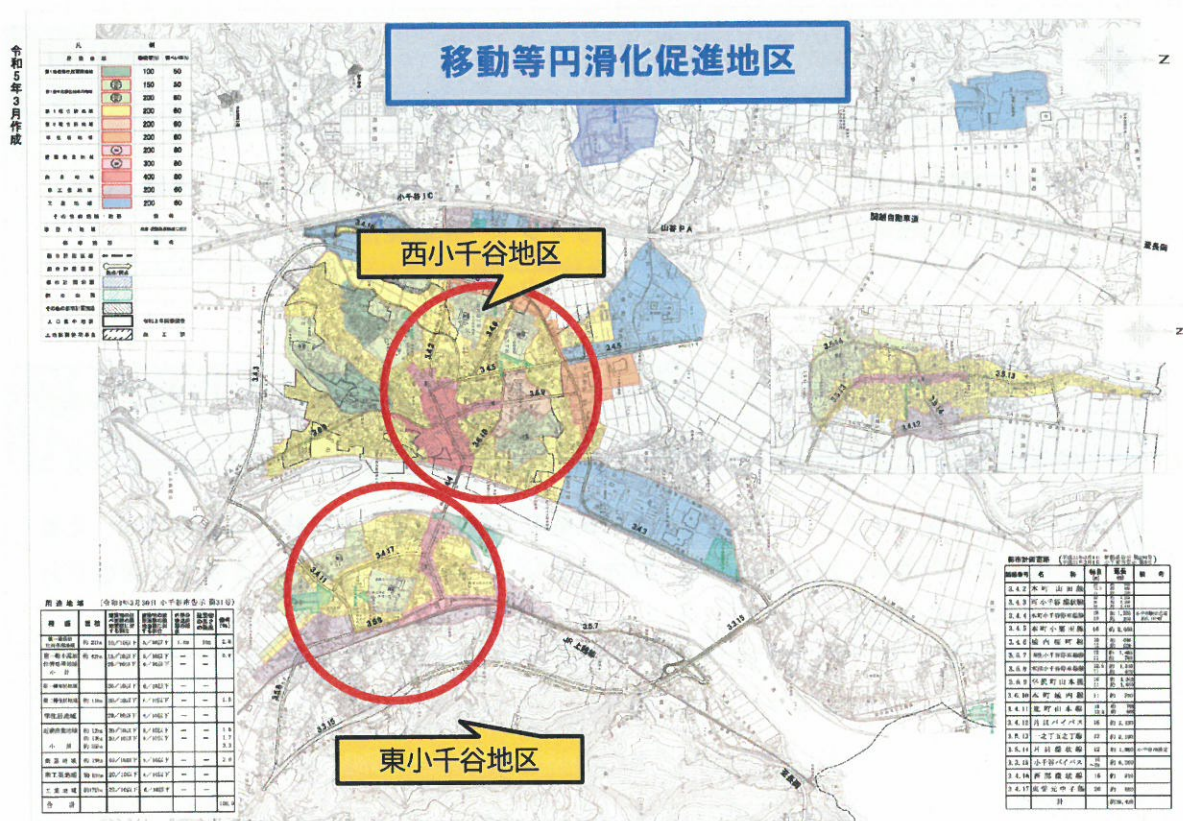
3-2 移動等円滑化促進地区の選定

移動等円滑化促進地区の3つの要件を踏まえると、候補地として考えられる地区は、「土地利用や諸機能の集積状況や、これらの将来の方向性の観点から、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区」「地区におけるバリアフリー化の促進が、様々な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区」が該当すると考えられます。

このような条件に該当する地区として、都市全体を見渡したマスタープランである小千谷市立地適正化計画では、「都市機能誘導区域（都市機能を誘導する区域）」が設定されており、「西小千谷地域」「東小千谷地域」「片貝地域」3地域が設定されています。

また、移動等円滑化促進地区の候補地としては、旅客施設（鉄道駅など）や生活関連施設を含む徒歩圏が対象になると考えられます。

以上のことを踏まえると、移動等円滑化促進地区の候補地として、「西小千谷地区」「東小千谷地区」の2地区を選定します。

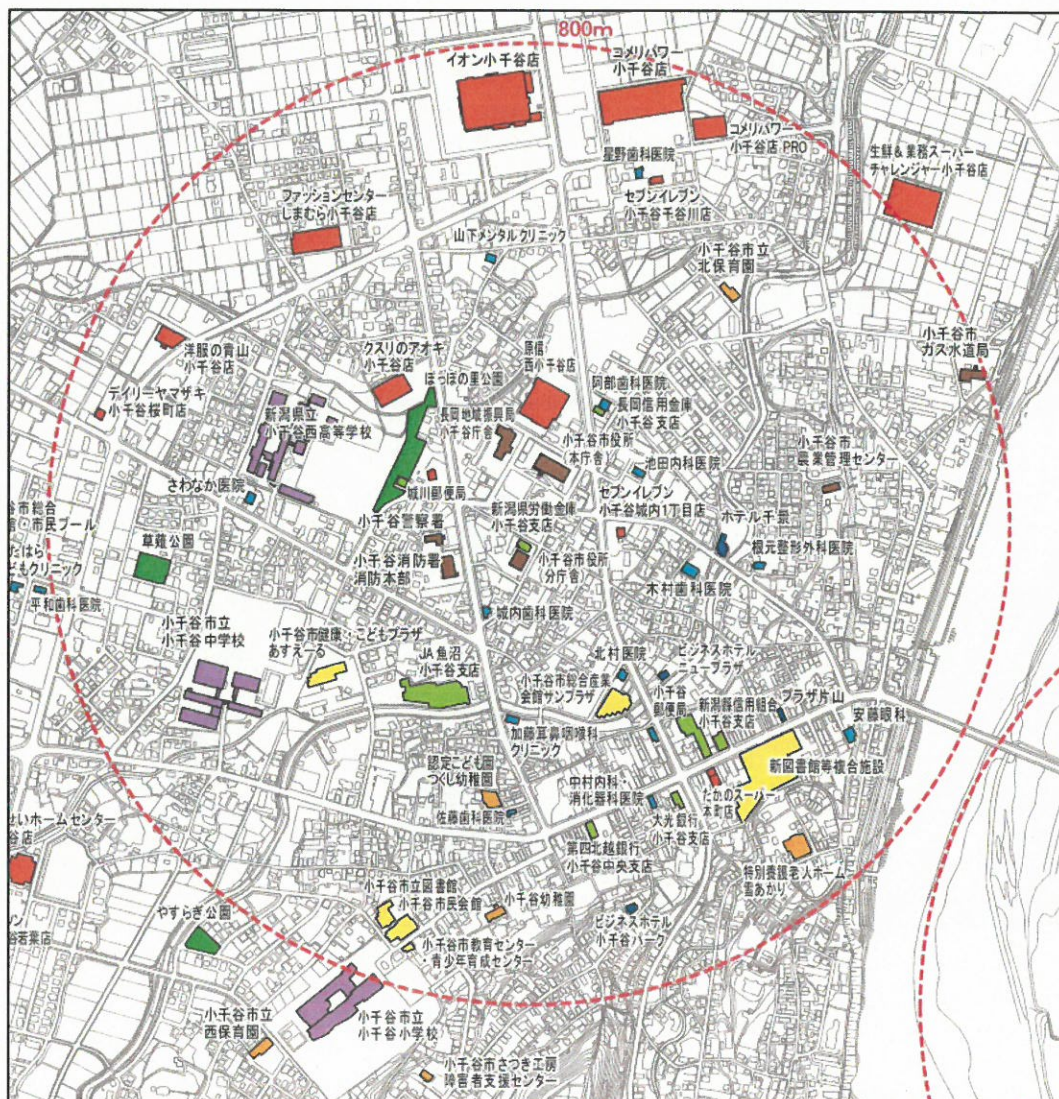


※対象エリアは、徒歩圏を基本とする（800m圏内）

3-3 移動等円滑化促進地区の特性

3-3-1 主な都市機能施設の分布状況（小千谷立地適正化計画に記載の都市機能施設）

■西小千谷地区



■ 徒歩圏内の主な都市機能施設リスト（徒歩圏 800m圏内）

西小千谷地区（61施設）		
商業施設 セブンイレブン小千谷千谷川店 セブンイレブン小千谷平沢店 イオン小千谷店 コメリパワー小千谷店 コメリパワー小千谷店 PRO 生鮮&業務スーパー チャレンジ ャー小千谷店 クスリのアオキ小千谷店 ローソン小千谷城内店 ドラッグトップス西小千谷店 セブンイレブン小千谷城内1丁目店 たかのスーパー本町店 デイリーヤマザキ小千谷桜町店 ファッションセンターしまむら小 千谷店 洋服の青山小千谷店 公共公益施設 小千谷市健康・こどもプラザあす え〜る 小千谷市総合産業会館サンプラザ 新図書館等複合施設 小千谷市立図書館 小千谷市民会館 小千谷市教育センター・青少年育 成センター	教育施設 新潟県立 小千谷西高等学校 小千谷市立 小千谷中学校 小千谷市立 小千谷小学校 医療施設 星野歯科医院 山下メンタルクリニック さわなか医院 阿部歯科医院 池田内科医院 根元整形外科医院 木村歯科医院 城内歯科医院 北村医院 安藤眼科 中村内科・消化器科医院 佐藤歯科医院 加藤耳鼻咽喉科クリニック 宿泊施設 ホテル千景 ビジネスホテル ニュープラザ プラザ片山 ビジネスホテル小千谷パーク	福祉施設 小千谷市立北保育園 認定こども園 つくし幼稚園 小千谷幼稚園 特別養護老人ホーム 雪あかり 金融施設 長岡信用金庫 小千谷支店 新潟県労働金庫 小千谷支店 JA 魚沼 小千谷支店 新潟県信用組合 小千谷支店 大光銀行 小千谷支店 第四北越銀行 小千谷中央支店 小千谷郵便局 城川郵便局 官公庁施設 小千谷警察署 小千谷消防署 消防本部 小千谷市ガス水道局 小千谷市農業管理センター 小千谷市役所(本庁舎) 小千谷市役所(分庁舎) 長岡地域振興局小千谷庁舎 公園施設 ぼっぼの里公園 草薙公園
東小千谷地区（27施設）		
旅客施設 小千谷駅 商業施設 ローソン小千谷駅前店 ツルハドラッグ小千谷店 セブンイレブン小千谷旭町店 ハロードラッグ東小千谷店 マルイ東小千谷店 ローソン小千谷元中子店 公共公益施設 小千谷市 勤労青少年ホーム・東小 千谷体育センター	教育施設 新潟県立 小千谷高等学校 小千谷市立 東小千谷中学校 小千谷市立 東小千谷小学校 医療施設 大矢医院 かつみ医院 村山歯科医院 福祉施設 ひばり認定こども園 東保育園 健康倶楽部中子の森 老人デイサー ビスセンター ひうの家 ケアハウスひう グッドライフたんぽぽ	金融施設 第四北越銀行 東小千谷支店 JA 魚沼東小千谷プラザ店 東小千谷郵便局 公園施設 信濃川河川公園 旭町児童公園 小千谷市防災公園 路外駐車場 小千谷駅北駐車場 小千谷駅南駐車場

3-3-2 人口分布

西小千谷地区	
西小千谷地域人口 (市統計データ 令和4年3月31日現在)	5,970 人
東小千谷地区	
東小千谷地域人口 (市統計データ 令和4年3月31日現在)	5,901 人

3-3-3 公共交通の状況

東小千谷地区	
小千谷駅 一日あたりの平均的な駅利用者数 (小千谷市調べ 令和4年度)	2,130 人

3-3-4 地区の位置付け、将来プロジェクト

西小千谷地区
■地区の位置付け - 都市計画マスタープランにおいて、西小千谷地区を含む西部地域の市街地では、既存の都市機能や地域資源の集積を最大限に活用しながら、都市の『顔』となる拠点づくりを進めるとともに、適正な土地利用の規制・誘導によりコンパクトな市街地の形成を目指す方針が位置付けられています。中心市街地及びサンプラザ周辺では、都市の顔にふさわしい魅力的で質の高いまちなみ景観の形成、本町周辺では、商業・業務機能の強化を図るとともに、小千谷総合病院跡地を有効活用し、本市の中心市街地にふさわしい賑わいのある拠点づくりを進める方針が位置付けられています。 - 立地適正化計画においては、国道291号及び国道117号の沿道、本町から厚生連小千谷総合病院を結ぶ道路沿道を中心に、病院跡地等の都市機能立地の適地を含めた区域が都市機能誘導区域として位置付けられています。 ■将来プロジェクト - 中心市街地における「賑わい・交流・憩いの創出」を目的として、本町1丁目の旧小千谷総合病院跡地において、図書館等複合施設整備事業が進められています。
東小千谷地区
■地区の位置付け - 都市計画マスタープランにおいて、東小千谷地区を含む東部地域の市街地では、地域住民の生活を支える拠点づくりと安全で快適に暮らすことのできる都市環境づくりを目指す方針が位置付けられています。 - 立地適正化計画においては、国道291号及び国道351号の沿道を中心に、(都)東栄元中子線沿道や小千谷市防災公園周辺等の都市機能立地の適地を含めた区域が都市機能誘導区域として位置付けられています。

第4章

バリアフリー化の 現状と課題

4－1 まち歩き点検調査の概要

4－2 まち歩き点検の結果を踏まえた今後の課題

第4章 バリアフリー化の現状と課題

4-1 まち歩き点検調査の概要

「小千谷市移動等円滑化促進方針」の策定にあたり、実際に歩きながら旅客施設や生活関連経路等におけるバリア（障壁）について確認することで、バリアフリーに関する課題を把握し、共有することを目的としてまち歩き点検と意見交換を実施しました。

開催日時	コース名	参加者
令和5年9月6日(水) 13:30~16:20	1. 西小千谷地区 (新図書館複合施設周辺～サンプラ通り)	7名
	2. 東小千谷地区 (JR小千谷駅周辺～東大通・中央通商店街)	9名

■まち歩き点検調査の様子



西小千谷地区



東小千谷地区



4-1-1 西小千谷地区



(1) 主な指摘事項

①新図書館複合施設周辺

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・歩道から車道にかけてのスロープの勾配がきついところがある（車と人のバランスが大事）。	1
	・工事の影響で歩道のブロックが傷んでいるため、終わったら修繕して欲しい。	2
	・舗装材（ブロック）の劣化が進み、舗装の破損や段差が発生している。	3
	・グレーチングの目が粗い（車椅子等のタイヤがはまるリスク、高齢者やヒールを履いた女性がつまづく原因に）。	4
	・グレーチングの幅や向きを、車椅子が安全・安心して進みやすいように工夫して欲しい。	
	・本町二の交差点で水はけが悪く、いつも水溜まりが発生している場所がある。	5
点字ブロック	・点状突起がすり減っていて機能していない。	6
	・旧基準の点字ブロックであるため、幅が小さい。	
	・点字ブロック上に消火栓があり、つまづくリスクがある。	7
バス停付近	・バスから降りた後、段差が10cmほどあり、歩道に上がることができない。	8
	・バスに乗り降りする場所の近くまで点字ブロックがあると良い。	
音声案内	・音声での案内があると良いと思う。	9
その他	・アーケードの照明は明るくて安全だと思う。	10

■指摘箇所の状況



※番号9、10に該当する写真なし。

②サンブラ通り

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・横断歩道に排雪用のグレーチングがあり、健常者でもつまづいて危ない場所がある。	1
	・歩道にベンチやごみの回収場所があり、通行の妨げになってしまう。	2
	・点字ブロックが新しく、安心して歩くことができる。	3
	・車椅子利用者と視覚障がい者が安全に歩けるような歩行空間のバランスが大事だと思う。	
	・舗装が新しくきれいで、歩き心地も良い。	
バス停付近	・バスから降りた後に段差（10cm）があって歩道に上がることができない（スロープや介助してくれる人（運転手）が必要）。	4
	・停留所の乗り降りする場所の近くまで点字ブロックがあると良い。	
音声案内	・音声での案内があると良いと思う。	5
その他	・アーケードの照明は明るくて安全だと思う。	6

■指摘箇所の状況



1) 横断歩道にあるグレーチング 2) ごみの回収場所 3) 歩道（点字ブロック、ベンチ） 4) バス停

※番号5、6に該当する写真なし。

（2）その他のご意見

- ・新図書館等複合施設を整備することにより、自転車の通行量が増えることが予想されるため、自転車対策のルールづくりが必要だと思う。
- ・新図書館等複合施設の中から外に向けて、誰にでも利用しやすい整備が進んでいくと良い。
- ・季節に関わらず、誰でも、歩きやすく、出掛けられる地域でありたい。
- ・ソフトの対策（やさしさ、気づき、心のもんだい）で解決できることもあるのではないかな。
- ・まわりの道との連携も必要ではないかな。

東小千谷地区

JR 小千谷駅周辺（駅舎内、駅前広場含む）
～東大通商店街～中央通商店街

信濃川河川公園

小千谷市立 東小千谷中学校

JR 上越

JR 小千谷駅周辺（駅舎内、駅前広場含む）

小千谷駅

小千谷駐車

小千谷駅前店

東小千谷郵便局

中央通商店街

東保保育園

JA 越後おちや 東小千谷フラザ店

第四北越銀行 東小千谷支店

ひばり認定こども園

大矢医院

小千谷駅南 駐車場

東大通商店街

つみ医院

村山歯科医院

新潟県立 小千谷高等学校

小千谷市立 東小千谷小学校

健康倶楽部 中子の森 老人デイサービスセンター

(1) 主な指摘事項

①小千谷駅舎

指摘箇所	指摘事項	番号
通路	・ スロープを下った先の出入口が行き止まり形状になっている。	1
	・ スロープの傾斜は基準値の最大値（5％）。	2
	・ 積雪時でもスロープを利用しやすい工夫が必要。	3
エレベーター	・ エレベーターが設置されていない。	4
トイレ	・ トイレの出入口の有効幅が狭く（53cm）、車椅子で利用しやすい十分な空間が確保されていない。	5
点字ブロック	・ トイレ方面への誘導ブロックがない。	6
その他	・ 券売機の画面の高さが車椅子使用者にとっては高い。	7
	・ 列車接近の警告が音声でされているのは良い。	8

■指摘箇所の状況



※番号3、8に該当する写真なし。

②小千谷駅前広場

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・車道横の歩道の傾斜が大きい（約8％）。	1
	・グレーチングの目が粗い（車椅子等のタイヤがはまるリスク）。	2
	・歩道端部に段差がある（雨水等の流入防止、5～6cm）。	3
	・舗装部の破損がある。	4
	・北側歩道から駅前広場への横断歩道がなく、地下道の車椅子対応もされていない。	5
バス停	・駅前広場のバス停と駅舎出入口との高低差が大きい（段差10段）。	6
	・バスの運行案内やお知らせが分かりにくい。	7
案内標識	・信号の音声案内がない。	8
その他	・車椅子利用者用駐車場から駅舎出入口までが遠い。	9
	・車椅子利用者の車利用から駅利用への連続性が確保されていない。	10

■指摘箇所の状況



※番号7、8、9、10に該当する写真なし。

③東大通～中央通商店街

指摘箇所	指摘事項	番号
歩道等	・横断方向の傾斜が大きい（8.3％）。	1
	・グレーチングの目が粗い（車椅子等のタイヤがはまるリスク）。	2
	・舗装材（ブロック）の劣化が進み、舗装の破損や段差が発生している。	3
	・旭橋の歩道は、水はけが悪く、降雨後には水溜まりが発生する。	4
点字ブロック	・点字ブロックと周囲の路面との輝度（反射面の明るさ）の差が小さいため、視覚障がい者が点字ブロックを識別しづらい。	5
	・工事用車両出入口部に設置されている点字ブロックの劣化が激しい。	6
その他	・高齢者が移動中に休憩できる椅子等を設置して欲しい。	7

■指摘箇所の状況



※番号4、6、7に該当する写真なし。

（2）その他のご意見

- ・冬期の積雪時は状況が異なると思われる。

4-2 まち歩き点検の結果を踏まえた今後の課題

まち歩き点検の結果、JR小千谷駅ではハード面の大きな課題となっている駅舎及び駅前広場のバリアフリー化についての意見が多く聞かれました（駅舎のエレベーターや身障者対応トイレの設置、駅前広場と駅舎間、商店街方面からの車いす利用者の移動の連続性確保など）。

商店街などの歩行者空間では、点字ブロックが概ね整備されているなど、一定の整備が完了しているものの、整備されてから年数が経過している箇所では劣化が進んでおり、点字ブロックなどの点検・早期修繕・安全管理などに対する意見が多く聞かれました。その他、歩道の傾斜や舗装材の劣化、点字ブロックの色、グレーチングの隙間、バス停などに関する意見に加え、冬期の積雪期における歩行者空間確保に関する意見が聞かれました。

一方で、高齢者や障がい者等へのやさしさなどに関する意見が聞かれるなど、ソフト面の取組強化も課題となっています。

まち歩き点検での指摘の一例（ハード面）

- 小千谷駅にエレベーターが設置されていない。



- 駅のトイレは車いす対応がされていない。



- 一部で点字ブロックの劣化が見られる。



- グレーチングの目が粗い。



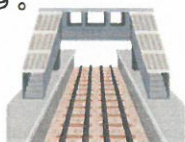
まち歩き点検での指摘の一例（ソフト面）

- やさしさ、気づきなどの取組強化で解決できることもあるのではないかな。

今後の課題

JR小千谷駅のバリアフリー化

- 駅舎のエレベーターや身障者用トイレなどの新設、駅舎～駅前広場～周辺地区の一体的・連続的なバリアフリー化が必要です。



維持管理部分改修

- バリアフリー化が完了している区間における点検・早期修繕・安全管理のほか、歩道の勾配の改良など既存道路の部分改修が必要です。



改良検討

- 市民や民間事業者とともに整備のあり方について協議を行いながら、長期的、計画的に改良を行うことが必要です。



心のバリアフリー

- バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者、親子連れや外国人等に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を進める必要があります。



第5章

移動等円滑化促進地区の 位置及び区域

5－1 基本的な考え方

5－2 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、
生活関連経路の設定

第5章 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

5-1 基本的な考え方

5-1-1 移動等円滑化促進地区の設定

「3-1 移動等円滑化促進地区の要件」に加え、徒歩圏（800m圏内）の生活関連施設の立地状況等を踏まえつつ、包括的な観点から範囲を設定します。

対象地区は、「第3章 移動等円滑化促進地区の選定」において選定した西小千谷地区と東小千谷地区の2地区を基本とします。

なお、移動等円滑化促進地区は、境界を明確に表示できる地番や地形地物（町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等）により設定します。

5-1-2 生活関連施設の設定

本方針で設定する生活関連施設は、公共・民間を問わず、様々な施設が該当します。

本方針では、徒歩圏内に立地する生活関連施設に該当する施設の中から、特に優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

■生活関連施設の基本的な考え方

基本的な考え方	
常に多数の人が利用する施設を選定する	・旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等、高齢者や障がい者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な人が利用する用途の施設。 ・国・都道府県・市町村が管理する施設。
高齢者や障がい者などの利用が多い施設を選定する	・老人ホーム・障がい者支援施設等、高齢者・障がい者が多く居住する施設、福祉サービス施設・（障がい者）地域活動支援センター等、高齢者や障がい者などの利用が多い施設。

5-1-3 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、バリアフリー化事業を重点的に推進する必要がある道路、駅前広場などが対象となります。

本方針では、「生活関連施設相互を結ぶ、より多くの人が利用する経路」に該当する経路の中から、特に優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある経路を生活関連経路として選定します。

■生活関連経路の基本的な考え方

基本的な考え方	
より多くの人が利用する経路を選定する	・生活関連施設に訪れる人などの利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する。
生活関連施設相互のネットワークを確保する	・生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成するよう配慮する。 ・一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましい。

5-1-4 重点整備地区候補エリアの設定

重点整備地区候補エリアは、移動等円滑化促進地区の中でも特にＪＲ小千谷駅周辺を含むエリア、商店街や市役所などの公共公益施設が集積するエリアなど、高齢者や障がい者の利用頻度が高いと考えられるエリアを選択しており、特にバリアフリー化を推進していくエリアとして設定します。

対象となる2地区（西小千谷地区、東小千谷地区）において、移動等円滑化促進地区の条件に該当する区域としては、小千谷市立地適正化計画における「都市機能誘導区域（都市機能を誘導する区域）」が対象になると考えられます。

例

移動等円滑化推進地区

移動等円滑化推進地区
低密度地区

生活圏運送線路

生活圏運送線路
国道
県道
市道

生活圏運送施設

生活圏運送施設
病院施設
商業施設
公共施設
教育施設
医療施設
宿泊施設

その他

その他
福祉施設
金融施設
公園
路外駐車場
都市機能誘導区域
居住誘導区域
鉄道

【移動型円化高度化地域】
都市や地域を中心とし、高度化
が著しいが、他の都市が利用する地
域が狭まっている地区

【生活圏型高度化地域】
常に多数の人が利用する、また
は、高齢者や障がい者などの利用
が多い地域

【生活圏型適適地域】
生活圏型適適地域を相互に結び、より
多くの人が利用する段階で、優先
的にバリアフリー化の必要性が
あるもの

【重点型円化高度化地域特種バリア】
移動型円化高度化地域の中で、特
に優先的にバリアフリー化の必
要性がある地区

■生活関連施設リスト

西小千谷地区（82施設）		
商業施設 セブンイレブン小千谷千谷川店 セブンイレブン小千谷平沢店 イオン小千谷店 コメリパワー小千谷店 コメリパワー小千谷店 PRO 生鮮&業務スーパーチャレンジ ャー小千谷店 クスリのアオキ小千谷店 ローソン小千谷城内店 ドラッグトップス西小千谷店 セブンイレブン小千谷城内1丁目店 たかのスーパー本町店 デイリーヤマザキ小千谷桜町店 ファッションセンターしまむら 小千谷店 洋服の青山小千谷店 ひらせいホームセンター小千谷店 マツモトキヨシ小千谷店 原信西小千谷店 原信桜町店 ローソン小千谷若葉店 公共公益施設 小千谷市健康・こどもプラザあす え〜る 小千谷市総合産業会館サンプラザ 新図書館等複合施設 小千谷市立図書館 小千谷市民会館 小千谷市教育センター・青少年育 成センター 小千谷市総合体育館 小千谷市市民プール 小千谷市市民学習センター楽集館 おちや震災ミュージアムそなえ館	教育施設 新潟県立 小千谷西高等学校 小千谷市立 小千谷中学校 小千谷市立 小千谷小学校 医療施設 星野歯科医院 山下メンタルクリニック さわなか医院 阿部歯科医院 池田内科医院 根元整形外科医院 木村歯科医院 城内歯科医院 北村医院 安藤眼科 中村内科・消化器科医院 佐藤歯科医院 加藤耳鼻咽喉科クリニック 山本医院 にたはらこどもクリニック 平和歯科医院 わかば歯科 宿泊施設 ホテル千景 ビジネスホテル ニュープラザ プラザ片山 ビジネスホテル小千谷パーク	福祉施設 小千谷市立北保育園 認定こども園 つくし幼稚園 小千谷幼稚園 特別養護老人ホーム 雪あかり 小千谷市立西保育園 小千谷市立南保育園 小千谷市総合福祉センターサンラ ックおちや 小千谷市障害者支援センターさつ き工房 金融施設 長岡信用金庫 小千谷支店 新潟県労働金庫 小千谷支店 J A魚沼 小千谷支店 新潟県信用組合 小千谷支店 大光銀行 小千谷支店 第四北越銀行 小千谷中央支店 小千谷郵便局 城川郵便局 上ノ山郵便局 官公庁施設 小千谷警察署 小千谷消防署 消防本部 小千谷市ガス水道局 小千谷市農業管理センター 小千谷市役所(本庁舎) 小千谷市役所(分庁舎) 長岡地域振興局小千谷庁舎 公園施設 ぽっぽの里公園 草薙公園 諏訪公園 西部公園 やすらぎ公園

東小千谷地区（27施設）

旅客施設	教育施設	金融施設
小千谷駅	新潟県立 小千谷高等学校	第四北越銀行 東小千谷支店
商業施設	小千谷市立 東小千谷中学校	JA 魚沼東小千谷プラザ店
ローソン小千谷駅前店	小千谷市立 東小千谷小学校	東小千谷郵便局
ツルハドラッグ小千谷店	医療施設	公園施設
セブンイレブン小千谷旭町店	大矢医院	信濃川河川公園
ハロードラッグ東小千谷店	かつみ医院	旭町児童公園
マルイ東小千谷店	村山歯科医院	小千谷市防災公園
ローソン小千谷元中子店	福祉施設	路外駐車場
公共公益施設	ひばり認定こども園	小千谷駅北駐車場
小千谷市 勤労青少年ホーム・東小千谷体育センター	東保育園	小千谷駅南駐車場
	健康倶楽部中子の森 老人デイサービスセンター	
	ひうの家 ケアハウスひう	
	グッドライフたんぽぽ	

■生活関連経路リスト

西小千谷地区（8路線）

国道	県道	市道
・ 国道117号 ・ 国道291号	・ 県道10号 ・ 県道49号	・ 本町山本線 ・ 西小千谷1号線 ・ 西小千谷停車場線 ・ 城川9号線

東小千谷地区（4路線）

国道	県道	市道
・ 国道291号 ・ 国道351号	（該当なし）	・ 東栄元中子線 ・ 旭町東栄線

第6章

今後の取組方針

- 6－1 経路や施設のバリアフリー化に関する取組方針
- 6－2 心のバリアフリーに関する取組方針

第6章 今後の取組方針

6-1 経路や施設のバリアフリー化に関する取組方針

まち歩き点検調査等では、ハード面の大きな課題となっているJR小千谷駅及び駅前広場のバリアフリー化についての意見が多く聞かれました。

また、点字ブロックなどの維持管理の徹底、冬期の歩行者空間の確保などに関する意見が多く聞かれました。

このことを踏まえ、今後は、以下のような取組の展開を官民連携のもとで目指します。

6-1-1 取組方針

(1) 交通事業者との連携・協力によるバリアフリー空間の連続性確保

JR小千谷駅及び駅前広場のバリアフリー化に向けて、鉄道やバスなどの交通事業者との連携・協力のもと、駅舎のバリアフリー化（エレベーター、身障者用トイレの設置など）、駅周辺における一体的かつ連続的なバリアフリー空間の整備に取り組みます。



(2) 劣化状況の早期発見と適時適切な修繕の実施

点字ブロックなどの定期的なメンテナンスが課題となっていることから、計画的な定期点検の実施とともに、地元住民との連携・協力も視野に入れた歩行者空間の維持管理体制の構築について検討します。

また、定期点検の結果を踏まえた修繕等を実施する際は、国や県などの関係機関とも連携しながら、適時適切な実施に取り組みます。



(3) 地域特性を踏まえた冬期の歩行者空間確保

安全な歩行者空間確保のため、自動車交通の多い通園・通学路、病院、鉄道駅・バスターミナル等の公共性の高い施設へ通じる箇所を優先的な除雪対象とします。

また、地域と一体となった効率的な歩行者空間確保に向けて、国や県、市及び住民の連携・協力による除雪体制の構築を目指します。



(4) 計画段階からバリアフリーを意識したまちづくりの推進

バリアフリー化に関するハード事業や公共施設の新規建設事業を実施する際は、事前に高齢者・障がい者など、当事者の意見を聞く機会を設けるなど、計画段階からバリアフリーを意識したまちづくりを推進します。



6-1-2 経路や施設のバリアフリー化の実現に向けた取組

- ・移動の円滑化を促進するため、庁内の関係部署が一体となった取組を進めるとともに、国や県または民間事業者と連携して、可能なところから一体的・連続的にバリアフリー化に向けた整備・維持補修を推進します。
- ・本方針における移動等円滑化促進地区が重点的に整備を進める地区に位置付けられますが、それ以外の地区においても、地域の課題やニーズなどを踏まえ、重要度や緊急性を考慮してバリアフリー化を推進します。
- ・施設整備等を実施する際は、計画・設計段階において高齢者や障がい者など当事者の意見を反映するための機会を設け、取り組んでいきます。

【参考】面的・一体的なバリアフリー化のイメージ（出典：バリアフリー新法の解説）



【取組内容】

(1) 公共交通 (にぎわい交流課)

- ・ 旅客施設における出入口からホームまでの連続するバリアフリー化された経路の確保
- ・ 旅客施設における高齢者や障がい者等が利用しやすいトイレへの改修及びその案内表示の設置
- ・ 乗降負担の少ないノンステップバスなど、車両入替のタイミングにおける計画的な導入
- ・ バス停留所の必要箇所における視覚障がい者用誘導ブロックの設置
- ・ 鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等、地域の移動手段の確保による誰もが安全で円滑に移動しやすい交通体系の構築

(2) 建築物 (建設課、福祉課)

- ・ 施設の出入口と歩道等の段差の解消促進
- ・ 高齢者や障がい者などが利用しやすいスロープ及び階段等における手すり等の整備
- ・ 高齢者や障がい者などが利用しやすいトイレへの改修及びその案内表示の設置
- ・ 施設における点字、音声、多言語表示など障がい者や外国人等に配慮した案内標識の整備促進

(3) 道路 (建設課)

- ・ 視覚障がい者用誘導ブロックの適切な整備・補修
- ・ 歩道と車道との段差、勾配の緩和
- ・ 街路灯の適切な整備・管理
- ・ バリアフリーに配慮した側溝蓋やグレーチングなどの工作物の施工
- ・ 道路除雪計画に基づき、関係機関との連携による迅速かつ体系的な除雪体制

6-2 心のバリアフリーに関する取組方針

面的なバリアフリー化を図るうえでは、ハード面の整備のみならず、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策が不可欠です。

ソフト対策は、本方針における移動等円滑化促進地区にかかわらず、市全体として早期に着手し、関係機関と連携して継続的に実施していきます。

6-2-1 心のバリアフリーとは

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、高齢者や障がい者等に対して、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化を図ることはできません。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

- ・ 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること
- ・ 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること
- ・ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと

（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」抜粋）

6-2-2 取組方針

(1) 心のバリアフリーに関する啓発や情報発信

市民や通行者が利用しやすいバリアフリー環境を作っていくためには、ユニバーサルデザインによる施設の整備と合わせて、施設や車両等の優先席や障がい者用駐車施設等の利用に係る適正な配慮など、市民一人ひとりが実際に行動する必要があります。

そのためには、高齢・障がい等に伴い移動に制約のある方々への理解を深め、思いやりを持った行動に繋がられるよう、心のバリアフリーを広めることが重要です。

以上のことを踏まえ、高齢者や障がい者などへの理解とバリアフリー社会を醸成するため、心のバリアフリーに関する啓発や情報発信に取り組みます。



心のバリアフリー教室

(2) 事業者等における心のバリアフリーの促進

公共交通事業者や生活関連施設の従業員等的高齢者や障がい者などに対する「理解促進」「対応の向上」を図るために、公共交通事業者等は、職員に対する適切な教育訓練を行うよう努めることが求められます。

具体的には、高齢者や障がい者などに対する対応マニュアルの整備、計画的な職員研修（接遇研修や介助研修など）、利用者に対する広報啓発活動などの実施が考えられます。

多くの施設等では従業員への計画的な教育に取り組まれています。高齢者や障がい者などへの理解を深めるため、今後も継続した取組への協力を求めています。

6-2-3 心のバリアフリーの実現に向けた取組

- ・心のバリアフリーを実現するためには、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができる社会を目指すことが重要となることから、庁内の関係部署が一体となった取組を進めるとともに、国・県や教育機関、民間事業者等と連携しながら、市民に対する啓発・情報発信等の取組を計画的に進めます。

【取組内容】

【◎】 着手済みの取組
【・】 今後検討する取組

(1) 児童、生徒、学生の理解を深めるために学校等と連携して行う取組

- ◎小中学校、高等学校における障がいのある方との交流活動の実施による障がい者理解の推進（教育・保育課）
- ・小中学校、高等学校における児童・生徒が主体となったバリアフリー関連学習の推進（教育・保育課、社会福祉協議会）

(2) 住民や事業者等の関係者の理解・協力を得るための取組

- ◎点字ブロックや障がい者用駐車場等、その目的や適切な利用に関するポスター作成によるマナーアップの推進（施設管理者）
- ◎声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及促進（福祉課）
- ・市の広報紙による学校における活動内容紹介記事の掲載（教育・保育課）
- ・市の広報紙やホームページ等を活用して優れた取組を紹介するなど、共生社会に向けた広報活動の推進（企画政策課）
- ・主に公共交通事業者や移動等円滑化促進地区内の事業所を対象としたバリアフリー講演会の開催（福祉課、にぎわい交流課）
- ・障がい者が利用する車椅子や白杖など、市民が参加するイベントを活用した体験型の啓発活動の実施（福祉課）
- ・心のバリアフリーに関するパンフレットの作成（福祉課）

(3) 事業者等における心のバリアフリー促進への取組

- ・公共交通事業者による駅構内や車内におけるポスターや車内放送を通じた啓発活動
- ・公共交通事業者や事業所を対象としたバリアフリー講演会への参加、職場における従業員を対象とした接遇研修の実施
- ・点字や多言語及び拡大文字メニューの作成、筆談ボード、手話でのコミュニケーションなど、障がい者や外国人等が利用しやすいサービスの提供

第7章

その他、移動等円滑化の 促進のために必要な事項

7－1 行為の届出等に関する基本方針

7－2 本方針の評価・見直しに関する基本方針

第7章 その他、移動等円滑化の促進のために必要な事項

7-1 行為の届出等に関する基本方針

マスタープラン制度では、交通モード（移動手段）間の移動が行われる施設（＝交通結節点）である旅客施設及び道路（駅前広場等）に関し、改良等を行う場合について、一定の要件のもとに事前の届出義務を課しています。

具体的には、公共交通事業者又は道路管理者は、本方針の区域において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出なければなりません。

市町村は届出に係る行為がバリアフリー化を図るうえで、支障があると認めるときは行為の変更等の必要な措置を要請できることとしています。

これは、本方針と整合のとれたものにすることで、バリアフリー化する施設間の移動の連続性を担保することを目的としたものです。

具体的な届出を要する対象の範囲は下記のとおりとなります。

●旅客施設における届出制度の対象範囲

生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という）のうち、下記の範囲

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第27条第1号】

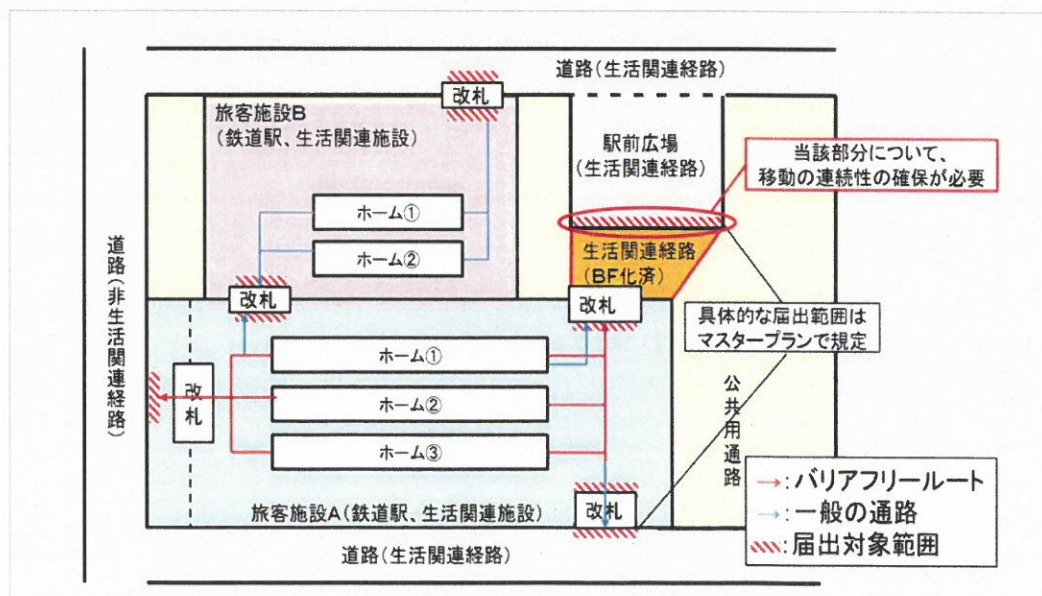
- ・他の生活関連旅客施設との間の出入口
- ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- ・バリアフリールート of 出入口

●道路における届出制度の対象範囲

生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第27条第2号】

- ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



図一 届出対象のイメージ図

●小千谷駅における届出制度の対象範囲

- ・小千谷駅における届出制度の対象範囲は、生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口が該当します。
- ・詳細な届出範囲は、事業実施の際に事業者等との管理区分等を踏まえ、協議のうえで確定します。

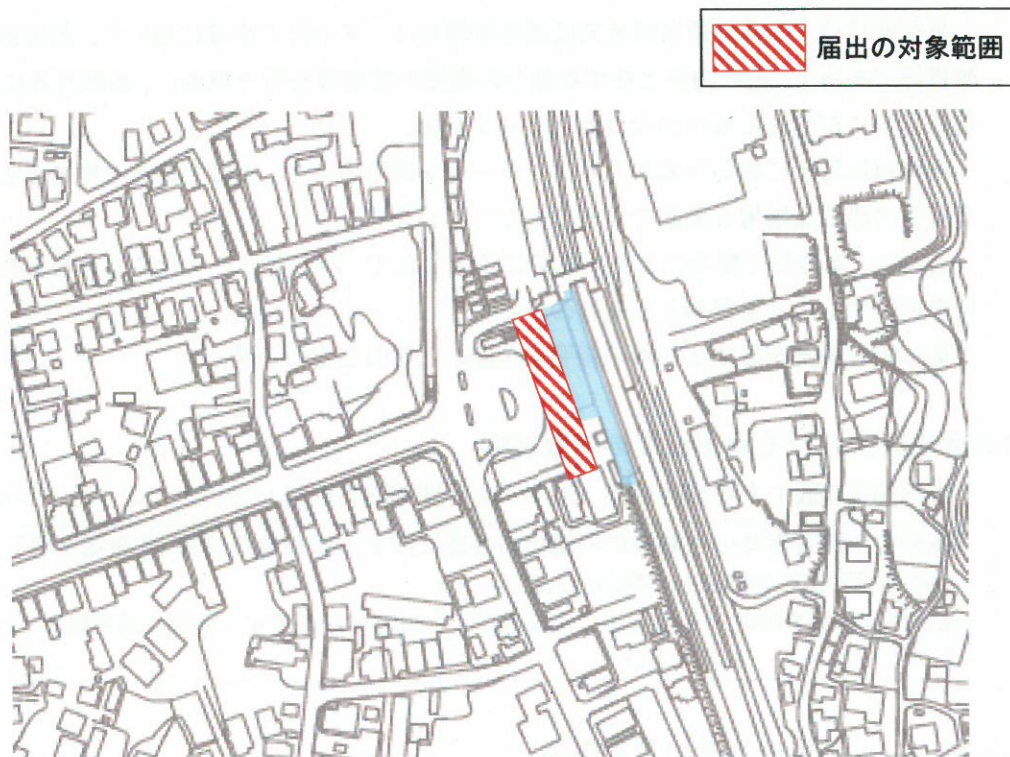


図 - 小千谷駅

7-2 本方針の評価・見直しに関する基本方針

- ・本方針の基本理念『市民一人ひとりが輝く創造と交流の都市小千谷』を実現するためには、具体的な取組の実施状況等を踏まえながら、本方針の評価・見直しを継続的に行い、さらなる改善につなげていく「段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）」の実現が欠かせません。
- ・具体的には、「計画・設計（Plan）」を「実施（Do）」に移し、結果・成果を「評価（Check）」したうえで、改善・改良すべき点を「反映（Action）」を加えることによって評価・見直しを継続的に行う「PDCAサイクル」の構築を目指します。
- ・今後は、おおむね5年ごとを目途に移動等円滑化促進地区のバリアフリー化に関する実施状況を調査するとともに、「小千谷市移動等円滑化促進協議会」において本方針の進捗状況・成果に関する評価を行い、実現に向けた課題を整理するとともに、見直しの必要があると判断された場合は、本方針の見直しを行います。
- ・なお、移動等円滑化促進地区において、バリアフリー化に関する具体事業の目途が立った際には、基本構想の策定に取り組みます。

■ 進行管理体制のイメージ

